

4 節 文化振興会議にみる文化団体

前項で、自治体の文化事業において文化団体の存在が大きな意味を持っていることが明らかになった。ここではその文化団体について考察を行うことにしたい。

文化振興会議に見られる文化団体についてこの議論は大きくつぎのテーマに区別される。

1) 文化団体

- 1)-a) 文化団体の種類規模・範囲
- 1)-b) 自治体にみる文化団体の育成の方向
- 1)-c) 文化団体の育成の方策
- 1)-d) 文化団体への補助金
- 1)-e) 文化団体の指導者

2) 文化協会

- 2)-a) 文化協会の役割と機能
- 2)-b) 文化協会への組織化
- 2)-c) 文化協会の運営
- 2)-d) 文化協会の中の文化団体のあり方

本項では、これらのテーマに沿ってひとつづつ考察を加えてゆくことにしたい。

1) 文化団体

1)-a) 文化団体の種類・規模・範囲

自治体が文化団体と呼んでいるものには、どんなものがあるだろうか。まず下表を見ていただきたい。これは、昭和53年度『地方文化行政状況調査報告書』(文化庁文化部文化普及課)からとったもの

表 2-9 都道府県の総合的団体

| 区分 | 名称 | 分野別団体の連合 | 市町村団体の連合 | 両者の複合 | 団体数 | 会員数 | 活動経費 (53年度決算額) |
|-----|----------------------|----------|----------|-------|-------|-----------|-------------------|
| 北海道 | 北海道文化団体協議会 | | | ○ | 63団体 | 350,000人 | 16,237千円 |
| 青森 | 青森県文化振興会議 | | | ○ | 82 | 5,500 | 10,752 |
| 岩手 | (財)岩手県芸術文化協会 | | | ○ | 59 | | 4,131 |
| 宮城 | 宮城県芸術協会 | ○ | | | | 1,668 | 19,905 |
| 秋田 | 秋田県芸術文化協会 | | | ○ | 28 | 10,649 | 8,009 |
| 山形 | 山形県芸術文化会議 | | | ○ | 52 | 970 | 1,512 |
| 福島 | 福島県芸術文化団体連合会 | | | ○ | 37 | 65,000 | 516 |
| 茨城 | 茨城文化団体連合 | ○ | | | 67 | 35,908 | 8,551 |
| 栃木 | 栃木県文化協会, 栃木県高等学校文化連盟 | ○ | | | | 61,200 | 20,381 |
| 群馬 | | | | | | | |
| 埼玉 | 埼玉県文化団体連合会 | | | ○ | 144 | 25,670 | 27,915 |
| 千葉 | 千葉県芸術文化団体協議会 | ○ | | | 19 | | 73,029 |
| 東京 | | | | | | | |
| 神奈川 | 神奈川県文化団体連盟 | | ○ | | 31 | 1,200,000 | |
| 新潟 | | | | | | | |
| 富山 | 富山県芸術文化協会 | ○ | | | 31 | 24,735 | 25,099 |
| 石川 | | | | | | | |
| 福井 | 福井県文化協議会 | | | ○ | 57 | 15,173 | 54,847 |
| 山梨 | 山梨県市町村文化協会連絡協議会 | | ○ | | 58 | 44,975 | 285 |
| 長野 | 長野県芸術文化協会 | | | ○ | 34 | 31,975 | 634 |
| 岐阜 | | | | | | | |
| 静岡 | 静岡県文化協会 | ○ | | | 29 | 27,751 | 6,241 |
| 愛知 | 愛知県文化協会連合会 | | ○ | | 51 | 40,000 | 13,011 |
| 三重 | (社)三重県芸術文化協会 | ○ | | | 9 | 7,384 | 17,166 |
| 滋賀 | | | | | | | |
| 京都 | | | | | | | |
| 大阪 | | | | | | | |
| 兵庫 | | | | | | | |
| 奈良 | | | | | | | |
| 和歌山 | 和歌山県文化協会連合会 | | ○ | | 23 | 9,900 | 574 |
| 鳥取 | | | | | | | |
| 島根 | 島根県文芸協会, 島根県芸能文化協会 | ○ | | | 42 | 2,450 | 324 |
| 岡山 | | | | | | | |
| 広島 | | | | | | | |
| 山口 | | | | | | | |
| 徳島 | (財)徳島県文化協会 | ○ | | | 9 | 8,091 | 3,063 |
| 香川 | | | | | | | |
| 愛媛 | | | | | | | |
| 高知 | 高知県文化推進連絡協議会 | | | ○ | | | 776 |
| 福岡 | | | | | | | |
| 佐賀 | 佐賀県文化団体協議会 | | | ○ | 58 | 9,300 | 4,141 |
| 長崎 | 長崎県文化団体協議会 | | | ○ | 37 | 21,224 | 38,178 |
| 熊本 | 熊本県文化協会 | ○ | | | 641 | 81,858 | 106,014 |
| 大分 | 大分県芸術文化振興会議 | | | ○ | 112 | 95 | 1,863 |
| 宮崎 | 宮崎県芸術文化団体連合会 | | | ○ | 32 | 8,000 | 2,016 |
| 鹿児島 | 鹿児島県文化協会 | | | ○ | 85 | 101,025 | 987 |
| 沖縄 | | | | | | | |
| 計 | 29 | 10 | 4 | 15 | 1,890 | 2,190,501 | 466,157 |

である。ここには、都道府県別の総合的団体の有無及びその種類が記されている。同報告書によれば、昭和53年の時点で、都道府県単位の文化団体の総合組織が結成されているところは、29道県であったという。現在では、この結成はさらにすすめられているであろう(本論文では以下この総合団体を個別の文化団体を区別するために文化協会と呼ぶことにする。)

同報告書によると文化協会は、三つの型に分類できるとしている。その型とは;

- ① 横型ともいえるもので、道県単位の各分野ごとの団体(団体未組織の分野にあっては個人の場合もある。)が連合してできたもの;
- ② 縦型ともいえるもので、市町村単位の文化団体の連合組織であるもの;
- ③ 縦横複合型ともいえるもので、各分野の団体や個人と市町村の文化団体の両方を含む連合組織であるものである。

昭和53年の時点では①の型が10県、②の型が4県、③の型が15県あった。これらの文化協会は、構成団体の連絡調整、研究集会の開催、芸術祭・県芸術祭等の実施あるいは協力、出版活動(総合文化誌、年鑑等の発行)、顕彰、団体助成等の事業を行っているという。

ここで、同報告書から、2.3の事例によって具体的な文化協会の様子を見てみたい。

たとえば①の分野別の構成のものには茨城県のものがあるが、その構成は茨城文化団体連合(美術)、茨城県民謡民舞連合、茨城県吹奏楽連盟、茨城県合唱連盟、茨城県演劇団体協議会、茨城県吟詠剣詩舞総連盟、茨城県三曲協会、茨城華道連合会、茨城県茶道連合会となっている。また②のものには神奈川県のものがあるが、そこには小田原市文化団体連絡協議会、原木市文化協会、藤沢市文化団体連絡協議会等31の市町村の文化協会が加盟している。③は、このふたつの形式が混合されたものである。

さらに、①の型のものしか判らないが、いったいいかなる分野の

文化団体が加わっているのか全てのものの中から拾って来るとつき
のようにその範囲の広さに驚かされる。

- 1) 文芸関係 : 文学, 児童文学, 散文, 詩, 俳句, 和歌, 川柳, 小説,
- 2) 美術関係 : 写真, 版画, 日本画, 洋画, 彫塑, 工芸, 造形美術展覧,
商業デザイン, 盤景, 陶芸, 映像芸術
- 3) 音楽関係 : 交響楽, 吹奏楽, 合唱, マンドリン, 写
邦楽, 三曲, 長唄, 民謡, 浪曲, 尺八, 琵琶, 鼓, 等
- 4) 演劇・舞踊 : バレエ, オペラ, 演劇, 人形劇, 文楽, 落語, 吟詠・剣舞
関係 民踊, 能楽, 日本舞踊, ダンス, 民俗芸能
- 5) その他 : 映画

文芸協会の中には大なり小なり、このように全ての種類の文化団体が集合
して来りわけである。基本的には各種の趣味団体やおけいこ等の団体の
の集合と考えて良いと思われる。

さて、このように文芸協会には、非常に広い範囲の分野の団体が含ま
れ、これを文化団体の範囲と考えて良いと思われるが、ここで、文化団体の
の範囲をどう考えるかが、文化行政担当者の間で大きな議論を呼ん
でいる。

話をここで、文化振興会議にもとじて、この問題についてふれてみ
たい。まず、文化団体の範囲に関する意見を記述すると次のように
なる。

- ・文化団体ということばでどこまでの団体を含めるのか 396
- ・どの範囲の団体を文化協会に組織するかという点についての考
え方は種々推多である。 397
- ・文化団体とはジャンルごとの専門分化をすすめながら深化をは
かっているか否かによって異なる団体である。 398
- ・文化庁の調査によると創作発表活動を継続的に行う団体で単なる
趣味の2~3人のグループまでには含まない。 399
- ・政治団体、宗教団体は含まない。 400

- 目的がはっきりしていること。グループを通じてノーマルな活動をしていること。 401
- 半ば「営利」を目的としている団体でも、事業そのものが営利を目的としていなければ後援している。芸術文化活動というが、芸術とは、ある意味で評価の問題であり、余暇活動なども文化活動の一環として焦点をあてても良いのではないが。 402
- 何らかの形で展示や発表の機会をもたなければ「文化団体」とは言えない。 403
- 文化協会の組織には、家元制のある団体もほとんど入っている。 404
- 公民館で演劇を学習した青年が集って劇団活動をしたとすれば、公民館で学習したのは社会教育であり、劇団活動をしたことは芸術文化活動であると考えたり。 -文化庁- 405
- 文化団体は社会教育団体と同一たとの見方は困る。創造活動は文化であり、地域活動は社会教育である。 406
- 社会団体とか芸術文化団体とかにこだわらず、市民が相互に参加できる団体を文化団体としている。 407
- 芸術文化団体も社会教育団体も方法的には重複しているが、純粋な文化指向であるか、教育・学習指向であるかに相違があるかと思う。 408
- 参加する条件として市内全域で活動している団体を条件としている。地域で活動している文化団体はその地域に参加させるようにしている。生活文化は将来は差えられるが現在は入っていない。千芸、ししゅうの参加希望はある。一流一派だけが参加している団体は認めていない。市民劇場、映画サークルも認めていない。演劇グループは加入できる。鑑賞団体については片手落ちになっている。 409
- 全県的規模として生活文化は入っていない。花道だけは入っている。鑑賞団体は入っている。 410

これらの意見を総合するとつぎのことが言える。

- 1) 文化団体のジャンルの範囲については、はっきりした線は引かれていない。
- 2) しかし基本的には、ある程度のグループ人口を擁し、何らかの

創造、発表活動をコンスタントに行っていることが一般的な条件とされている。

- 3) また、営利的な団体は排除しようとする傾向があり、従って、しろうとの団体が中心である。しかし、実態面では、営利、非営利の区別はつきにくく、厳密な線が引かれていないわけではなし。
- 4) 文化団体の範囲は、これかすもと人ごん拡散してゆく傾向がある。
- 5) 文化団体が創造活動を基本としているということに関して、文化行政当局としては、創造活動を行っている団体を、入れないようしようとする傾向がある。これにひかかる団体は、文化活動の鑑賞団体や、学習中心の社会教育関係団体である。もとも、中には、これらも抱括してゆくようとする姿勢もある。

文化行政当局は、文化団体を上記のように把握する傾向があるが、ここで、特に鑑賞団体を含めか否かについて大きな議論がある。これは、いわゆる創造団体として文化団体を考えた場合には、鑑賞団体は異質であるが、現実には、地域の文化振興には大きな力となつてはいるかである。文化振興会議に見る鑑賞団体にはつぎのようなものがある。

- ・親子劇場があるが任意団体であり、会員1200人位、毎月費立3000円、4ヶ月に1回の鑑賞会を開催している。 411
- ・自主的に活動している親子劇場には助成している。 412
- ・昭和49年「友の会」を結成した。会費は月200円、入会金は500円である。会員には催物毎に郵送案内(友の会として行う)をしてもらう。特典は良い席の確保、2000円のものに1000円で、ときには無料でみられることなどである。問題点は会員が多岐にわたるため、趣味が合うとは限らないことである。 413
- ・「音楽友の会」を結成する準備を進めたが、自主集金はクラシックが多くなるため入会希望者が少ない。 414
- ・地域団体の指導育成については天童芸術鑑賞協会を設立し、現在会員は400名、会費は年5000円から51年は500人にし、たんたん会館の手を離れて民間団体の会にした。 415

このように文化振興会議にみる鑑賞団体には親子劇場や友の会などがある。また、文化事業の分類のほうに含めてしまったが、労音、労演なども鑑賞組織の形態をとっている。

文化館あるいは自治体の事業には、鑑賞事業と創造活動推進事業があることは前にも述べたが、基本的に先におけた文化協会は専ら創造活動推進事業に向いている。しかし、鑑賞団体は鑑賞事業との関係が多いため、自治体にとってみると、何となく文化協会に任じまわると受けとめておける。しかし、他方で文化館や自治体は、自らの事業に対する観客の集め方に悩んでおり、独自の友の会などの会員制度を設けるなどの工夫をしている。ところが、この場合でも、おやこ劇場、労音、労演などの民間の鑑賞団体は、それが管轄事業に結びついておけるなど受けとられ、文化行政側の積極的な理解は得られていない。もっともおやこ劇場などは次第にその活動が認められ、助成を受けられる場合もでてきている。

*1)
『子どもの文化と環境3』
全国子ども劇場
おやこ劇場連絡会
1982年3月

ここで少しおやこ劇場(子ども劇場)にふれておきたい。『子どもの文化と環境(3)』^{*1)}によると、おやこ劇場は、会員制度の団体で、毎月積立をして、年に3~4回のことを中心の観劇会を開催している全国的な組織である。全国子ども劇場おやこ劇場連絡会(事務局東京)のもとに全国の市町村ごとに結成されている355のおやこ劇場(子ども劇場)が統括されている。1980年(1~12月)には全体で2767公演日をもち、3548公演を行い、2,188,718人の観客を動員している。その活動は年を追うごとに大きくなっている。ここでは独自の企画・運営ネットワークにより、各地の劇団と提携した活動が行われている。この公演活動は大きく公共ホールつまり文化会館に依存するところが多く、文化会館の普及とともにこの活動も活発になっていく傾向が見られる。従って、文化会館のあり方に強い関心をもっており、建設促進運動なども大きく推進している。その活動の広がりに対して、文化行政側での認識は、いまひとつ高くはないが、今後の文化会館のあり方を考えこなくたでは、こうした民間の鑑賞組織の存在も充分に考慮をわけておきたい。

1)-b) 自治体にみる文化団体育成の方向

文化振興会議を通して自治体にみる文化団体育成の方向には、次のようなものがある。

- ・自主事業を始めてから3年目になり始めは鑑賞する文化事業が中心だったが、2年目から市民が参加する事業を中心にきてきた。 416
- ・文化は学者や文化人等から押しつけられたり説得されて住民が受身になったり音たない。市民オーケストラなど観客も気軽に舞台に出、ローケツ染め、陶芸などの創る文化にも参加を。 417
- ・文化団体の運営も芸術中心主義から日常生活の中の文化活動へと広がっている。 418
- ・文化といえは羊のとどかないものと誤解され、また専門家でなければ“という無理筋、あるいは文化財と文化活動を混同しているくらいがある。このため、専門家に限らず、子供民芸など一般の子供が参加する文化活動も必要。また日常的に文化活動に参加することより観るマナーも向上する。 419
- ・我々は地域本来の文化をめぐしており、老人クラブの芸能大会、地元出身者の新人演奏会、市民合同音楽祭を開催し、好評をえている。 420
- ・古い文化のみにこだわらず、新しい文化の創造を求め、これらの活動推進のための組織の育成とその取組みを奨励する必要がある。 421
- ・参加する文化活動事業が伝統芸能に片寄っている。委託料が非常に安く入場料を取らせない所もある。地域の文化活動の意欲向上に創作活動にも力を入れてほしい。また、大規模施設の建設指向はあるが、気軽に利用できる活動の拠点となるような新しい感覚のものがほしい。 422
- ・行政側としては、今後若年層を対象として、小、中、高校生の文化活動や職場青年の文化活動促進を施策としていきたい。 423
- ・文化活動に、若年層の参加を促すため、各職場の文化活動を各段階の行事として行い成果があった。 424
- ・「参加する」ということと、「創る」ということは市民にアツクする。 425

- 芸術文化団体には様々な体質がある。確かに行政からの押し付けでは住民のニーズに配慮していないのではなかるとの悩みも多い。426
- 広く未組織の人々の文化活動にも目を向けている。市田村においては盆裁、フラワーデザイン、囲碁、将棋なども文化祭の中で行っている所もある。427
- 親と子の音楽会、親と子の劇場、市民音楽祭等を催し、情操豊かな親子の関係を確立するとともに芸術文化の醸成を収めた。その結果、市民合唱団等が組織され、常時活動及び発表会に意欲的に参加している。反面、活動の活発化に伴い、文化施設が充分でなくなってきた。また私設の教授場との連携問題も起っている。428

これらの意見からはつぎのような傾向が読みとれる。

- 1) 自治体にとっての文化団体の育成の意味は、市民の参加、あるいは市民の創造活動の振興という観点に結びついてしている。いわゆる生活文化への指向がある。
- 2) また、若い文化、新しい文化ということでは、青少年の活動にも力を入れてしている。
- 3) これら上記のふたつの指向は、地方において、行政が、地方の文化を何らかの意味で低い、あるいはないと感じ、何とか将来へ文化振興の希望をつなげてゆきたいとの姿勢の現れであると考えることが出来る。
- 4) しかし、だからといって、行政が、文化を押し付けること、あるいは学者、文化人も含めた上からの押し付けを非常に臭にしている嫌いがある。
- 5) 従って、自治体の文化行政としては、地域の文化を何らかの形で振興させたい。(しかし独善的な押し付けはイヤだ)というツリニマに落ち入っている。これが、文化団体の活動への期待や育成への意図に繋がっているのではなか。
- 6) しかし、文化団体の種類があまりに広いためどう方向づけたら良いかになるとまどいも見られる。

1) - c) 文化団体の育成の方策

では、行政側は文化団体の育成にどのような方策をとっているのだろうか。具体的な発言を文化振興会議の中に見てみた。

- 文化団体の育成のためには①行政側と文化団体との協調、②共催すれば「ホールの使用料等を減免する措置を講ずる必要、③ホール職員の文化意識の向上、④人事移動は事務的なものであってはならない⑤自主文化事業を推進していくには優先的な受付を計る等の連携を計る、が考えられる。 429

- 文化団体の育成のためには①公民館活動の中で自主グループを育成し、連合会に加入させゆく。②発表の場を提供することによってグループ育成につながっていく。(行政と協会との連携)、③「伸びゆく文化活動(事例集)を町村へ配布、広報活動を行っている。④予算獲得については、住民の声を反映していく。⑤県芸術文化と他の部局、文化センターとの関連、他の部局等の参加をお誘いし、知事会を囲む懇談会を開催する。 430

- 利用者には、舞台を離れた反省会、懇談会をもつように指導する。 431

- ①参加する文化活動の実践②館を使いやすくする③担当者のあり方を考える。 432

- ①個人、各種グループの芸術文化活動に関する相談に応じること②芸術文化に関する情報を各芸術文化グループに提供すること③芸術文化グループのリーダーを育成するために研修会を設けること④求めに応じて、プロフェッショナルな指導を派遣していく体制をとるとの意、又、ボランティアの斡旋をし、団体自身が自ら学び育成する喜びを教えること。⑤各種の芸術文化の交流をはかり、発表の機会をつくることを促進してゆくこと。⑥芸術文化活動を促進するため、練習や発表を行なう施設の提供と援助につとめる。⑦文化行政の環としての事業と有機的な連携をはかる。 433

- 文化団体の育成には、①指導者の不足②研修機会の不足、③活動資金の不足④練習場、発表の場の不足⑤鑑賞の機会に恵まれない⑥地域性がらくる較差などの諸問題を解決しなければならない。 434

- 文化団体の育成には①研修会場の備品の不足、②指導者の不足、③後継者の育成、④活動資金の不足などの解決をしなければならない。 435

- 文化団体の育成には①指導者の不足②練習場、発表の場の不足③時間的制約④活動経費の問題⑤市域が大きくなることによる地域的不均衡⑥活動内容、発表会実施内容の再検討⑦青少年活動から成人活動へどうつなげるか⑧受益者負担の増大などの問題の解決

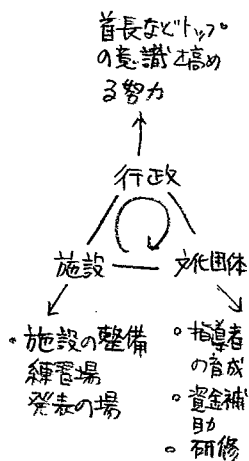
とほかる ことが必要である。

- 文化団体の育成には①著作権料の免除, ②会場借上料が高すぎる ③練習場の不足 ④充実した文化活動を紹介していく必要などの問題を解決しなければならない。 437

- 都道府県教育長協議会において文化団体の育成が大事なものであるとして, ①指導者の育成 ②施設の整備 ③補助金の交付 ④講習会の開催などが指摘されている。 438

これらの意見を総合すると、行政が文化団体の育成のための方策としてつぎの点が考えられているといえる。

まず第一には、行政と文化団体と施設(特に文化会館)との関係をより緊密にしようとするものである。たとえば、^{a)}行政側の職員に文化面へ理解のある人や専門家の配置などを考える、^{b)}文化団体にとってより使いやすいように施設を改善する、^{c)}文化活動に対する補助金や、施設(練習場と発表の場と)の使用料の減免などを通して資金的バックアップをするなどの具体策が考えられている。また、^{d)}文化行政担当者としては、行政のトップの認識を高め、^{e)}活動なども大切なものと考えている。そして、このような連携を強める軸として、^{e)}文化協会のあり方に強い期待を示している。この点については後に詳しく述べる。文化団体を育てるという意味においては、^{f)}その指導者の育成も大切であると考えている。



これらの方策をみてみると、何度も繰り返して述べてきたように、全体として、アマチュアの活動の育成を基本的に考えているということが判る。700の活動については、アマチュアに対する指導者という点以下は、ほとんど考えられていない。ただし、一部には、鑑賞の機会に恵まれないという意見もあり、環境としての700活動の貧困さの解決をしようとする活動の振興策へ結びつけて考えている向きもなくはない。筆者は、本章のまとめで述べるように地方文化行政の最大の問題は、芸術活動における必要条件としての700の活動とそれを支えるすそ野としてのアマチュア活動の繋がりに対する行政の認識が狭く、行政の住民への接点を意識しすぎるあまり、住民の創造活動の振興にはばかり目が向き、文化的な深さを支える700の活動の地盤整備への視点を欠いているところにあると考えているが、文化

国体の育成の視点には、またこの傾向が見られる。この問題については後で詳しく考察することとし、ここでは指摘するにとどめる。

1)-d) 文化団体への補助金

行政側から文化団体の働きかけとして補助金は重要な意味を持つている。文化団体の補助金に関する意見にはつぎのようなものがある。

- ・セミプロ的文化団体に対する補助より、アマチュア団体に対する補助金をふやすべき。 439
- ・補助の対象となる団体は、団体の性格、組織、内容がはきりしており、会計・事務能力があり、しかも政治的、宗教的、営利的色彩のないものに限るべきだろう。 440
- ・国庫補助の対象の選定については、国としては全国的組織のものに援助する考えであり、県単位団体は県がやるべきこと。 441
- ・児童文化関係に限って出している。 442
- ・補助金の対象は文化団体でありさえすれば良い。 443
- ・事業費補助は行っているが、運営費補助は行っていないのが一般的である。補助の方向としては団体育成を目的として行うべきである。 444
- ・文化施設の使用料の減免を行っている。 445
- ・芸術祭的なものに出す補助金と芸術文化団体に出す補助金がある。 446
- ・アマチュア団体の練習等のために公民館等の使用料を県が肩代りしている。 447
- ・ルートとしては、文化協会に一括して補助を行う方法と文化協会加盟団体に個別補助を行う方法がある。 448
- ・F県では、財団法人を設立し54年から3年間で5億円の基金を造成し、県民の文化活動成果発表事業、発表会への参加、文化団体の事業費、文化財保護事業に助成する。 449
- ・自治体は文化団体育成補助金を交付し、底意の拡大、文化振興の助成を図るべき。 450
- ・団体に対しての補助金は、団体にも甘えが生じ、経営的に黒字にしようという姿勢がなくなるので文化庁としての見直しを考えている。 451

・当市では、文化団体に対する直接の補助金は出していません。しかし、団体の会議にできるだけ多く参加し、苦情や悩みを聞くようにしている。このような文化活動のための条件整備をするのも行政の仕事ではないか。 452

・文化関係の予算を確立させるため県費1人当りの適切な目安になる基準的なものがほしい。 453

上記の意見を総合するとつぎのことが言える。

- 1) 文化団体の補助金には、事業費補助と運営費補助がある。
- 2) 行政が補助対象とする団体は、いわゆる文化関係団体であり、非営利的なもの、政治・宗教色のないもの、そしてその所管地域全域で着実な活動をしている、しろうとの団体というのが一般的な傾向で、営利的、功利的な指向をもち団体への補助はひかえようという意識がある。
- 3) 補助を行うルートは文化協会を窓口とする方法、あるいは個別の団体に直接行う方法が考えられる。
- 4) 補助金の資金源として財団法人を設立する動きがある。
- 5) 直接的な資金補助ばかりでなく、施設整備や、施設使用料の減免などの間接的な補助も考えられている。むしろ、こ55のほうへより重点を置くべきであるという見解もある。
- 6) 補助金に対する、公的な目安、指針がはっきりしない。
- 7) 補助金を行うことによる団体の甘えの発生など、補助金を行うことに懐疑的を見方もある。

さて、ここで、具体的に補助金はどの程度出ているのかをみてみたい。まず、文化振興会議の発言中に事例として出ているものをあげるとつぎのようになる。

- ・70団体中、芸術文化団体50団体に補助金を出している。(0市) 454
- ・9団体50万円である。(0県) 455

- ・ 5団体 80万円である(大県) 456
- ・ 9団体 100万円である(中県) 457
- ・ 補助率が少ないので継続して毎年実施することが困難である。458
- ・ 出していない。(3県) 459

ここに見られる補助金の額は非常に小さいのが特徴である。この傾向は一般的なものであろうか。昭和53年度『地方文化行政状況調査報告書(前出)』の各都道府県芸術文化関係経費個別表より「民間団体等に対する補助を取りあげ」の中の名目ごとの補助金額とその額の多少によって分類したのが下表である。なお、ここには県の団体

表 2-10 『地方文化行政状況調査報告書(昭和53年度)』による団体補助金(県)

| 補助金額 | 事業名目の補助金 | 団体名目の補助金 |
|---------------|----------------------|----------------------|
| <10万 | 12事業 8.8% (8.8) | 35団体 17.4% (17.4) |
| 10 ≤ <50万 | 63事業 46.3% (55.1) | 72団体 35.8% (53.2) |
| 50 ≤ <100万 | 17事業 12.5% (67.6) | 31団体 15.4% (68.6) |
| 100 ≤ <200万 | 22事業 16.2% (83.8) | 26団体 12.9% (81.5) |
| 200 ≤ <400万 | 13事業 9.6% (93.4) | 18団体 9.0% (90.5) |
| 400 ≤ <800万 | 5事業 3.7% (97.1) | 9団体 4.5% (95) |
| 800 ≤ <1600万 | 2事業 1.5% (98.6) | 6団体 3.0% (98.0) |
| 1600 ≤ <3200万 | 1事業 0.7% (99.3) | 2団体 1% (99.3) |
| 3200 ≤ | 1事業 0.7% (100) | 2団体 1% (100) |
| 計 | 136事業 100% (100%) | 201団体 100% (100%) |

補助金が記されている。これによつて県の団体補助金についてはつきのようなことが言える。

1) 事業名目の補助金にせよ団体名目の補助金にせよ、その額は一般的に極めて少ない額のものが多い。両者ともに50万円以下のものが過半数を占める。特に団体名目の場合、10万円に満たない補助金が17.4%もある。この程度の補助金では事務経費の一部を補填するのがやっとであろう。また、100万、200万単位のもものは、内容を見ると各種団体の集合団体である文化協会への補助が多く、実際に団体にわたる補助金額はもっと小さいものが増えるであろう。

2) 大型の団体名目の補助金は交響楽団に対するものが大半である。

400万～800万：山形交響楽団

800～1600万：名古屋フィルハーモニー交響楽団、広島交響楽団

1600～3200万：関西交響楽協会、九州交響楽団

3200万以上：札幌交響楽団、東京都交響楽団

即ち交響楽団にはかなりの補助金を支出しているところが多いが他のジャンルの団体への補助金は極めて少ないのが現状であるといえる。

このようにみると、公共自治体の文化団体補助金は、何らかの事業を補助金のみで覆えるような性格のものではなく、それによつて団体の結成や活動を促進させるような一種の呼び水的な存在であり、何らかの企画や事業を完遂させる能力を持つものではないといえる。このように、ほんの微々たる補助金しかもらえないような制度は、ほんとうに団体育成のために意味があるのだろうか。この疑問をも、と真剣に考えておくことが必要なのではないか。

1) - e) 文化団体の指導者

文化行政が、文化団体の育成の面で大きく意識しているのが、文化団体の指導者の問題である。文化振興会議におけるこの問題に関する議論にはつぎのものがある。

- 都道府県の要請で指導者を派遣しているが問題は非常に人数が少ない。(文化庁) 460
- 行政はもっと積極的に団体の中に入って指導者の確保をしていくべきである。 461
- 特に演劇活動の指導者が不足している。 462
- 体育団体に体育指導員がいるように文化団体にも文化指導者を設ける必要がある。この場合、社会教育指導員との関係も明確にする必要がある。 463
- すぐれた指導者を文化庁から地方に派遣してもらっている。 464
- リーダーバンク(保体、社教、文化)を進めている。 465
- 文化団体の指導者の講習会を開催するなどして、その資質を向上させる必要がある。 466
- 住民参加の意識を育てていくと、考えが大切だ。それに伴って指導者が欲しい。 467

これらの意見をみると、地方では文化活動を振興するための指導者の不足が行政担当者間で大きな問題として認識されているのがわかる。これに対して行政はつぎのような育成の方策をとっている。

- 県として文化団体のリーダー養成をやっている。内容は各文化団体の状況によるが、市町村を対象に、その市町村でやる場合と県でやる場合と二本立てで行っている。県でやる場合は分野別に市町村でやる場合にはそれぞれの市町村の実態に応じてやる 468
- 指導者を対象とした運営面での研修では充分ではないので音楽、合唱等ジャンル別に県規模の団体が講習会を行うもので、県が補助金を出している。 469
- 文化活動指導者の養成については、文化行政担当者研修会及び

市町村文化指導者研修会を行っている。

470

- 文化活動の助成については指導者の謝金(回5000円)を会館から支出。 471
- 文化教室等の講師については、公募を行っているが、おしつけという形はとっていない。 472
- 文化庁主催の「地方リーダー研修会」県及び県芸術文化協会等の主催による講習会、研修会の開催(演劇、音楽等) 473
- 指導者講習会は補助対象として奨励していく(文化庁) 474
- 指導は小中学校の先生、音楽教室を開いている人、一般に指導者にふさわしい人などが行っている。謝礼は2時間3500円がある。一緒になると音楽活動をすすめていこうという意欲が高い。 475
- 芸能、音楽、演劇、美術工芸等の伝承者、指導者の数名表彰。 476
- アンケートをとったところ、指導者の養成は①文化団体がやるべき35%、②市町村でやるべき21%、③県でやるべき32%、④文化庁でやるべき10%であった(文化庁) 477
- 音楽団体・コーラスグループの育成事業を行う。県民会館にあっては、それらを専属として地方へ指導のため派遣する。 478
- 在外研修制度(ママ4=ア団体)を援助してほしい。 479
- 国内研修、在外研修など若い人がしばらくは腕をまめかけるような養成の手段をまもってほしい。 480
- 芸術文化団体の育成のためには指導者の確保が不可欠の要件であるが、指導者の養成のため、文化活動指導者(仮称)の認定基準を作成し、県市町村が研修会を行い、資格の認定を行うことを検討中である。 481
- 中央の指導者を地方に派遣して地方の指導者の弱体の解決に役立てることなどを検討する必要がある。 482

これらの発言をまとめると行政が、文化団体の指導者の育成の施策としてつぎのような方法を考えていることが判る。

1) 中央からの指導者の派遣。

- 2) 指導者養成のための講習会の開催, への資金的補助
- 3) 指導者に対する謝礼
- 4) 指導者の国内外の研修制度の確立への要請
- 5) 指導者の資格の認定制度の検討

しかし、これらの施策あるいは施策の要請は、現実的には、きわめて弱体、明確な方針なしに行われている状態であることが、諸々の意見の行間に読みとることができる。これは、文化活動にとって、いったい指導、あるいは指導者とは何だという反省が根本のところで行われていないことに起因するのではなからうか。

そもそも、文化行政において扱われる、範囲は、いままで見てきたように極めて広いものである。この広い領域にわたり、単に「指導者」として総括してしまうことが、いったいできるものなのであろうか。その指導者は全て、講習会、研修制度によって獲得できる性格のものであるであろうか。たとえば、音楽の指導者と演劇の指導者、あるいは、焼物の指導者と、その中身や、存在のあり方、指導される者との関係の違いはないのであろうか。このような問題に行政はどう考えているのだろうか。残念なから、この観点に至る発言は、見つけることができぬ。

そもそも、講習や研修などによって短期間で頭にたたき込まれた知識によって、文化活動の指導者が生まれるとは、筆者には信じがたい。文化活動とは理論の追求と実践活動が生涯、あるいは世代を超えて続けられていく環境においてのみ、生まれ育つものである。そうした背景なくして、講習会などを開いてみても無意味なのではないか。芸術文化の真の指導者とは、いい作品に出来るだけ多く触れることのできる環境なのではないか。こうした環境がととのった時には、それこそ指導者と有り得る人は、いくらでも見つけることが出来るようになるのではないか。文化行政は、もつとこのような根本的な観点から文化行政を始めるべきではないだろうか。

2) 文化協会

2) 文化協会の役割と機能

これまで文化団体について述べて来たが、その中で文化団体の総合団体としての文化協会が自治体と文化団体をつなぐ接点として重要な役割を果していることが判った。ここでは、その文化協会の役割と機能について考察する。

文化振興会議におられた意見にはつぎのようなものがある。

- 市町村文化協会は、この3年間に急速に結成がみられた。その理由には文化活動補助金がメニュー方式により補助事業が得られることにある。運営はもっぱら協会が行い、市町村は資金援助に回り、リードをとる。即ち市町村で住民が参加する文化活動の趣旨にそった文化予算を計上することが条件になっており、協会設置が促進できたと考えられる。 483
- 芸術祭の受け入れについて、現実には、町村の受け入れ態勢ができていない。文化協会の設置が先決である。 484
- 文化協会の役割は①地域文化活動の推進役②文化団体との交流促進・情報交換、③住民と行政とのパイプ役となる④文化団体の代表者が悩みをだしあうなどがある。 485
- 文化事業の拡大のため、文化協会の加入団体には、施設の使用料を無料にしている。2~3年前から定額にしてはいるが、申込みが多数で困っている。 486
- 今年度は自主事業に積極的に取りこんで行きたいと考えており、その例として市内に多くの文化団体が結成され、さらにこれを一本化した、いわき文化団体連絡協議会を結成した。これには現在104団体が加盟している。 487
- 6年前に民間主導型で芸術祭を行うために文化協会が設立された。会員の7割が宇都宮市民である。 488
- 団体活動を広く国民の間へ普及する必要がある。いわゆる文化人だけでなく、一般入市民を組織化することが大切である。そのため、文化団体だけでなく、PTA、青年団、老人会等を組織化すべきである。 489

これらの意見を総合すると、文化協会の役割、あるいは機能には、

次のものがあるといえよう。

- 1) 自治体が文化団体に支給する補助金の窓口
- 2) 文化団体相互の交流促進・情報交換によって地域の文化振興をはかる。
- 3) 芸術祭等の文化事業の運用母体としての機能

これに見るように、文化協会は、基本的に、文化行政における自治体と住民のパイプ役としての機能をもちて結成されていると考えることができよう。

2)-b) 文化協会への組織化

ごは、11つ文化協会はどのような契機でつくられて11なのか。
あるいは文化協会の現状はどのような状態にあるのだろうか。

- ・県文化団体協議会(知事)が市町村に呼びかけ地区別に協会結成が促進され、参加する文化活動と結びつくよう行政の首頭で文化懇談会を開く。 490
- ・文化団体に対してその活動を積極的に働きかけるとともに、組織の強化・内容の充実を図っている。 491
- ・文化連盟傘下の各分野の組織の統合、拡大につとめるほか、各種行事の共催後援を行っている。 492
- ・当県では県下をブロックに分け、各ブロックに文化団体の連合会を組織し、県も積極的に協力して、地域文化祭等を行う。 493
- ・岩手県芸術協会の組織は、芸術の各分野からなる県芸術協会と、市町村単位に活動している文化団体と、県文化課の指導のもとで社団法人化したものである。 494
- ・(参加型の文化活動に対処するため)市町村ごとに公民館を中心とした文化協会の組織化を進めている。 495
- ・市町村レベルの文化協会はあるが都市レベルの文化団体の連絡組織がない。従ってそれを作る必要があるが、その場合、団体加入者等の関係者からのもりあがりによって作られるのが良い。 496
- ・都県レベルの各種文化協会を一本化する際には、各分野の指導者によくその趣旨を徹底しないとまとまりがつかないという問題がある。 497
- ・文化団体の県域レベルでの組織化は参加12府県のうち組織化されているものが半数、残りは組織化を検討中である。 498
- ・組織化されているものの内容は府県により、協会組織、各芸術文化団体の連合組織、各団体の連絡会までさまざまである。 499
- ・県の芸術文化協会が5~6年前にできた。各界のトップクラスの人が参加しているが、現在暗中模索の段階にある。 500
- ・文化団体連合会は県レベルの各種団体により構成するよりは、

市町村レベルの各文化団体連合会の連絡協議会の形の方が良い
ようだ。 501

- ・文化協会は舞踊、花、茶、手芸、邦楽など8部門の200団体が所属し、補助金は105万。集出版文化賞も協会が出す。県のみならず、市町村にも協会ができている。 502

これらの意見を総合すると次のようなことが言える。

- 1) 文化協会の組織化には市町村レベルのものと都道府県レベルのものがある。
- 2) 文化協会への組織化は、団体の内発的なものというよりはむしろ自治体側の積極的な指導によるところが大きい。
- 3) その指導の背景には、文化庁の「参加する文化活動補助金」のような補助金制度のための文化団体のネットワーク化の意図が見られる。従って、文化協会の成立の進行も、補助金の浸透とともに進んでいる。
- 4) しかし、このように自治体の強い指導にもかかわらず、行政側には、文化協会への統合は、文化団体の自然な努力によって行われるべきだという基本的な姿勢をとっている。
- 5) 文化協会への統合は、自治体の指導ということもあって、全国レベルで急速に進んでいる。
- 6) しかし、このように結成された文化団体も、その活動のあり方についての具体的な意味づけ、運営の方向などについては、不明瞭な点が多い。

このように、文化協会の結成は、自治体の文化行政が、うまく行かない部分、つまり、補助金の配分や、文化祭などの文化事業の運営を肩代りしてもらおうように、自治体の指導によって結成された傾向が強い。しかし、文化団体側には、こうした統合的な協会の活動に、ある種のとまどいを感じているように思われる。全体として、まだ、模索の段階といえるのではなからうか。

2) - c) 文化協会の運営

文化協会の運営にはいくつかの問題が見られる。文化振興会議の諸意見にそれを持ちつぎのようになる。まず、文化協会の運営主体が何かという問題は、文化協会の事務局をどこに置くべきかという点に関する議論の中には、きりと見られる。

- 行政では本務となり得るが民間ではセカンドジョブ⁷⁰と停ってしまう。 503
- 我が町の場合は事務局は公民館、事務局長は公民館職員として
いる。運用面と財政面から公的機関に置く利点は、協会が広域
になってきており、運営に足並みが揃えられることである。 504
- 伝統芸能保存協会、音楽芸能協会共事務局は市教委で行って
いる。 505
- 積極的に文化協会を育てる機運があり、発足間もない市町村で
は教委(社会教育課)内に協会事務局を設けて職員がホラント
ア精神で事務に協力してくれる。事務局を置く場としての市
町村教委と民間との比率は、大体5:1の割合である。 506
- 大方は教育委員会で会長宅に移行してあるところもある。自主
的にやっよかたというところもある。社会教育主宰も意識
が高まり「片手間にやっよる。」という声は聞かれなくなった。 507
- 団体の事務局が行政側にあると連携プレーで良い面もあるが、
団体がある程度自主的に運営していいなら外に出したほうが
良い。 508
- 団体にリーダーシップを取ってもし、これは、そのようなこ
とが出来ない団体は市がリーダーシップを取り、事務局を行政
に置いてある。将来は事務局を外に置く。 509
- (文化協会を自主的に運営されるようにするには)事務局を行
政に置かないで会長宅に置くようにしてある。 510
- 会員相互に会費を出しあって芸術性を高めるため、相互研修を
やり芸術性が高まってきている。市町村では運営の補助だけ出
して行政側が余り介入してもしない。 511
- 文化協会はマンネリ化して余り活動してない。協会よりは各
団体ごとに活動する方が予算とのび活動もしやすい。 512

文化協会の事務局をどこに置くかという議論は大きく分けて二つの意見がある。

- 1) ひとつは事務局を公的機関に置べきという意見
- 2) もうひとつは事務局を協会側に、公的機関から切り離して自立させるべきという意見である。

1)の意見の背景には、事務局を公的機関に置くことにより、行政と文化団体との連携が密接になる、あるいは、文化協会の運営に足並みが揃えられるという利点の認識がある。

2)の意見の背景には、事務局を公的機関に置くと文化団体の活動が制限を受けて、やりにくくなる、できるだけ自由な立場に置くべきであるという考え方があ

しかし、現実には、1)の意見も2)の意見もそれほど激しく対立している訳ではない。というのは、1)の意見を主張する行政担当者も、あるいは非常に特定の行政の意図をそれによって押しつけようとするものではなく、むしろ、文化団体の活動がどうもたよりない、何とかして、地域の文化活動を盛り上げたい、その為には、できるだけ行政が積極的に指導していかねばという観点に立ったものだからであり、いずれ、団体の独自の活力が強くなったら、自然に文化団体の自主運営に切り替えていこうという考え方が主な意見だからである。

いずれにせよ、行政側から、文化団体の側をみると、せめて補助金まで出してはいるのに、もうひとつ、地域の文化活動が活発にならない。地域の文化団体にもっと積極的に、文化振興の役割を担ってもらいたいという期待が、文化協会への結成の指導に結びついているといえるのではないが。

さらに、文化協会の運営は、それを法人化して行うべきであるとする意見もある。ここに、その意見をまとめて記す。

- ・ 文協に限らず、法人格をもつことは実質的、精神的メリットがあるのでないか。任意団体であれば所得税法上収入は会長個人の収入とみなされる。又法人化すれば信用度も増す。513
- ・ 法人化の運営上の利点だが任意団体よりは発言力もあるのではない

- 法人化については文化団体活動者自らの手で運営されるべきものであり、一部理事等に権限がある団体は文化団体として適切か問題である。
515

法人化は、文化協会の立場を、社会的にも、法的にも、明確化させようとする意図によるが、その意見には、はっきりした骨格になるような主張はない。これは、文化協会の意味、機能が曖昧なところに起因していると思われる。

文化協会は、文化団体の発言権を強め、社会的な見地からの文化行政の立場を強く支援してゆく、一種の圧力団体的なあるいは、ギルド的なものなのか、それとも、文化活動を中心とした、趣味団体あるいは親睦団体的なものなのか、それもはっきりしない。

2) - a) 文化協会の中の文化団体のあり方

文化協会の立場が曖昧であることを見えてきたが、この立場の曖昧さは、協会における文化団体の位置づけにおける曖昧さに繋がっている。ここでは、この点についての問題を考察する。

- 文化活動が盛んになるのはいいが、会員間の格差が出てきた新しい問題さかかえてくる。 516
- プロとアマの連携が大切である。プロは地元を目指していい。プロとアマが協力して作りあげてゆく姿勢が必要である。 517
- 会員内の格差は組織内部の避けがたい問題で、人のムードで克服できる。 518
- 参加する文化活動の意義は芸術家の発掘、育成等の頂点のレベルアップと住民の芸術文化活動の底辺を広げることと結びつけることにあり、この両者の相互協力が大切である。 519
- 文化振興会議(文化協会の意)は小さな団体が個々に加入して行く。地域的、種目的な片寄りがみられる。 520
- 文化活動を進めるにあたっては地域の素地が大きく関係する。住民や文化団体の要望と行政指導を調和させていくことが今後の課題である。 521
- 県レベルの団体と市町村レベルの団体との結びつきが弱い。 522
- 使用側としてみれば文化団体というのは横の連絡がスムーズにいらなければならない。他の団体との協力が足りない。 523
- 県の芸術文化団体協議会は県段階の各種団体の連合体である。現在、市町村レベルの団体との連携が問題となっている。 524

ここに見られる問題をまとめると次のようになる。

- 1) 文化協会内部の諸加盟団体間に、格差、あるいは、姿勢に差異がある。特にプロとアマ間の差が大きい。これは、言い換えれば、芸術家としての頂点を目指す指向と、住民の文化活動の広がりを目指す指向との差に起因するもので、当然、文化協会に求める要求も異なる。
- 2) 各地域の文化協会において、その構成に片寄りがある。

- 3) 県レベルの文化協会と市町村レベルの文化協会の連絡がうまくゆかない。
- 4) 文化団体相互の連絡がうまく取れていない。

ここに見られるように、文化協会という地域の文化団体の統合組織は行政の指導もあって、一応は形成されたものの、その具体的な中味については、その方向が良く定まっていないうえに状況が良く判る。これは、先にも見てきたように、文化協会の扱う文化団体の範囲があまりに広く、その共通の目標を定めることができにくいという背景があるように思う。基本的には、文化協会は、補助金と、行政側からの文化祭運用の委託というふたつの事項によって繋がっているといえるであろう。しかし、個々の文化団体は、文化協会にそれ以上の意味を見つけかねているというのが正直なことであろう。

3) まとめ

文化行政における文化団体についてまとめると次のようなことが指摘できる。

- 1) 文化行政において文化団体と呼んでいる範囲は、そのジャンルにおいては、文芸、美術、音楽、演劇等あらゆる分野に及んでいる。またその活動方法や指向についても、一定の定まった範囲がなく、きわめて曖昧といえる。文化行政側としても、あえて範囲を定めず、むしろ包括的に捉えてゆこうという考えが見られる。
- 2) ただし、ひとつ、範囲を定めるとすれば、その地域に根づいた、何らかの創造活動をしている団体ということになる。芸術鑑賞だけを目的としたような団体は、文化団体には含まないという姿勢が強く見られる。また、営利的な活動を行っている団体も含めない傾向が見られる。しかし、これに関しては、はっきりした線は引けなるところがある。
- 3) 文化団体を、自治体が育成しようとする主要な目的は、地域の創造文化の振興である。「市民による」「参加」「創造」というのが主要なテーマであり、従ってその中心は、いわゆるアマチュアの創造活動である。
- 4) 自治体がこのように、地域の文化団体の活動を積極的に指導しようとする指導には、自治体が、地方の文化活動は、中央に比べて停滞しており、その格差をなんとか是正しようとする意図がある。
- 5) しかし、これを、自治体の押しつけとして指導するのは正しくない。このために、各文化団体の統合体、いわゆる文化協会を組織して、そのリーダーシップのもとに、地域の文化を振興させていくと考えている。
- 6) これを受けて、ほとんど全国的に、文化協会が成立している。現在のその主たる業務は、補助金の窓口であり、また、文化祭を

ど、自治体の企画する事業を実際に運用することなど、自治体の文化行政と市民の文化活動の窓口としての機能である。

7) したが、文化協会の内部では、そこに参加している各団体の指向やツミル、レベルなどに大きな格差があるために、総体として、思うような活動ができていない。

8) また、基本的に文化団体の中には、地方の窓口も含んでいるものの総体としては、アマチュア活動の育成に目が向けられ、700の活動の地盤整備という方向への視点が希薄である。これは特に文化活動の指導者の育成に対する文化行政の態度によく表われている。

9) 文化団体に対する補助金にしても、一団体あたりの補助額は、団体の事務経費も補填できないような極めをわずかな額であり、真の文化振興へほとんど結びつかない程度のものである。

10) 全体として、地方文化行政は、その実施において、文化団体、文化協会の存在にたよりすぎているのではないかと。そしてまた、たよっている割には資金的なバックアップが少ないのではないかと。アマチュアの活動ばかりに目が向いて、700の活動に対する視点が欠落しているのではないかと。あまりに創造性を強調するために、鑑賞という行為、あるいは良いものを多く鑑賞できる地盤整備への視点を欠いているのではないかと。文化行政と文化団体のかかわりを見てゆく上で、今後上記のような点について反省を加えてゆくべきように思われる。

5節 文化振興会議における文化会館

ここでは、本論文の主眼となる、文化会館が文化振興会議の席上で、各文化行政担当者によっていかに位置づけられているかを考察した。

文化振興会議に見られる文化会館についての議論は大きくつぎのテーマに分けられる。ただし、文化会館における事業については、既に述べたので、ここでは省くことにする。

1) 文化会館の目的と行政上の位置づけ

- 1) -a) 文化会館の設置目的
- 1) -b) 文化会館と行政機構の関係
 - 1) -c) 文化会館相互の連携
 - 1) -d) 文化会館と他の施設の連携

2) 文化会館の施設計画のあり方

- 2) -a) 文化会館の分布基準
- 2) -b) 多目的ホールか専用ホールか
- 2) -c) 大ホールか小ホールか
- 2) -d) 練習場
- 2) -e) 設計における指導体制・利用者の設計参加について
- 2) -f) 施設整備の補助金

3) 文化会館の職員及び運用組織

- 3) -a) 文化会館の職員
- 3) -b) 文化会館の財団法人化
- 3) -c) 文化団体の会館運営への参加

4) 文化会館の利用条件に関する諸問題

- 4) -a) 利用系統・優先利用・利用制限等
- 4) -b) 定期活動、倉庫利用、舞台練習等
- 4) -c) 利用時間
- 4) -d) 使用料金、入場料金、物品の取売

5) 文化会館の施設の維持、管理、防災

5)-a) 設備の保守

5)-b) 施設の美しさの維持

5)-c) 施設の防災

これらについて、順に考察を加えることとする。

1) 文化会館の目的と行政上の位置づけ

1)-a) 文化会館の設置目的

まず、文化振興会議での意見を記すと次のようになる。

・文化活動には発表活動と鑑賞活動がある。発表活動では舞台芸術の場合、当初、発表の場所として各地の公演可能な一般公共施設を求めて活動が行われた。活動の中で文化施設設置の要望が出、相次いで各地に公立文化施設が建設されてくると、その活動のほとんどが公立文化施設を利用し、舞台機軸をフルに活用した作品が中心となっている。従来的一般公共施設では実演不可能であったオムロウ等を登場してきた。発表場所は、その後、全ての文化施設へ移行し、公演企画面でも、施設を利用して実施することと前提とするものになった。

鑑賞活動でも、公立文化施設が建設されたことで中央から各種の芸術団体の来演が可能となり、鑑賞団体が組織されて催し物が定期化し、作品もある程度選べるようになった。この点では中央との格差が解消され、地方分散化が進んだといえる。以上のように公立文化施設の設置は、発表の場の確保、鑑賞の機会を促進した点でその果たした役割は大きい。

最近文化施設に対して、発表の場と同時に地域文化の活動拠点としての役割が求められる。練習場の絶対的不足が創造活動の疎外要因とならないように、日常文化活動の拠点として機能的にも整備する必要がある。このことは、芸術文化活動が趣味的なものから公のものとして定着しつつある今日、行政が積極的に対応していくべき問題がある。 525

・文化的な事業は文化会館が中心となるべきである。 526

・文化会館の役割は①芸術鑑賞の機会の提供、②人々を芸術活動に参加させ創作活動を助成の2点である。 527

・文化会館の設置目的は①すくわれた芸術文化に接する機会の提供(自主事業の実施)②創作活動の発表の場の提供(郷土芸能・アマチュアの利用の場)③会議・展示、貸ホール等の場(多目的利用の場)がある。 528

・文化会館はそれぞれの設置母体も条件も違っているので、一概には言えないが、舞台芸術の普及という点でとらえれば、①よい舞台芸術を提供する機能、②地域文化発表の場を提供し、育成助成していく機能のふたつの機能がある。 529

・文化施設の役割は県民の文化の健全な発展と福祉の向上に寄与するためであり、この目的達成のために次の業務を行う。①文化

事業の実施、②ホール展示室、会議室などの他の施設の活用、③その他
会館設置の目的を達成するために必要な事業。 530

- 当県民会館は条例により、「芸術文化の普及振興を図り、県民生活の向上に寄与する」ことを目的として設置されている。 531
- 一流の優れた芸術文化の公演可能な施設が少いので、もっと整備する必要がある。 532
- C県文化会館は音楽のできるホールとして、その後、C市民会館が演劇の出来るホールとして建設され、機能分担がうまくいっている。 533
- すぐれたものを多く見る機会を創作してもらう。 534
- 大都市との間に格差のみられる中小都市における芸術文化こそ公立文化施設が中心となつて育成推進する必要がある。 535
- 舞台芸術の振興のため文化会館の機能役割は重大である。文化庁としては拠点づくりを重視している。鑑賞事業については、公の機関が実施するのだから民間ベースでできないことを行い、基本的なジャンルは最低確保していくことが必要ではないか。 536
- 出来るだけ広い層に参加してもらい新しいものを創り出しってもらう。 537
- 市民会館、文化会館など建設により、文化施設の整備は進んだが、文化活動への参加の面が遅れている。 538
- 単に見せるだけの文化振興業務でなく、大衆自ら歌い、演劇し創造する文化振興をめざした。 539
- 地元の会館に地元の要望を取り入れるように言っているが、大きな公演ばかり引き受けて小公演は引き受けられない。地元の文化の育成をすまたげではないか。 540
- 参加する文化活動の拠点となる文化施設が欲しい。 541
- 地域住民の合唱、演劇等の利用についても、積極的に便宜を提供すべきである。 542
- ケタハキ文化活動ができる気軽な雰囲気と使用料の軽減を望む声が多く出された。 543
- 練習室等気軽に活用できる市町村の文化会館の建設促進 544

- ・社会教育における公民館、体育スポーツにおける体育館のように、芸術文化の日常活動、習作練習の拠点となる文化施設の整備が必要である。 545
- ・サークル活動の拠点として市民の文化活動が人間の質を高め、豊くすること、これに対応して施設を造って豊くすることが必要であると思う。 546
- ・市民の一人一人が参加する、地域に立脚した根強い会館に育ててほしい。 547
- ・文化会館は地方の文化振興の拠点である。 548
- ・地域文化活動のセンターであり拠点であるために体制整備、内容充実が必要である。自主文化事業の推進を図るとともに、地域文化活動の振興に必要な組織の結成と充実を図ることが大切である。 549
- ・文化施設は住民のニーズに基づいた機能を展開した行動性を持たねばならない。 550
- ・か、この中央公会堂的な施設とは違って舞台機構などに大きな資金を投入している文化施設である以上、単なる集会の場としての機能を乗り越えて、地方文化の振興のために、より積極的な活動を推進することは、その最も大きな役割であるといえよう。 551
- ・共通なホール部門についてはみると、市民会館、文化会館など、それぞれの名称が示すように、いずれも文化振興活動の拠点としての役割に加えて市民のコミュニケーションの場といった多目的な性格を持っている。 552
- ・文化振興の拠点としての役割として、地域文化人の協力の確保、施設利用者に対する文化活動に関する助言、援助、芸術文化、学術文化、生活文化の施設的普及事業の実施、学習者、研究者、鑑賞者の組織を促進と施設における活動の支援を行う。 553

これらの意見を総合すると文化行政担当者は、文化会館の設置目的あるいは、その存在の意味をつきのように考えているといえる。

- 1) 文化会館は従来の公会堂、つまり単なる集会施設ではなく、文化活動の拠点として捉えられている。公会堂から文化会館へと、質的転換が行われたと理解されている。

- 2) 文化会館における文化活動の領域には、はきりした枠がない。演劇・音楽などの舞台芸術から美術、文芸活動の領域まで広がっている。しかし、やはりその中心は舞台芸術にある。
- 3) 文化会館の中心活動である舞台芸術をと、た場合、その上演という側面について、文化行政担当者は、それを鑑賞活動と発表活動に分けて捉えている。鑑賞活動は、いわゆるプロの公演活動を指し、発表活動とは、しろうとの発表活動を指している。
- 4) 文化会館においては、この意味の異なるふたつの上演活動が混然と受けとめられ、双方ともに文化会館の主要活動として位置づけられている。
- 5) 以前は、文化会館は、いわゆるホール施設として、舞台芸術の企画、制作、創造、上演プロセスのうち、公演あるいは発表の場として、その最終プロセスのみを受け入れるものとして捉えられてきた。しかし、今日では、文化行政の考え方が大きく変化し、市民の文化創造活動が重視されるようになり、それに従って、文化会館の機能も、そうした創造活動を積極的に受け入れるべきであるという考え方に変化している。
- 6) 文化会館における創造活動への指向は、主として、しろうとの文化活動の分野で行われている。これは具体的には、文化会館にホール機能ばかりでなく、練習室機能も充実させる動きに表われている。(この点については2-4)で考察する)
- 7) プロの創造活動への視点は、いまのところ、はきりした形をとりていない。ただし、文化会館の自主事業という形で、従来の貸館業務にたよっていた時点に比し、事業の選択の意志の強化という面では、プロの創造プロセスの一部へ、文化会館の意識は入り込んできているといえる。つまり、提供される「商品」の選択というレベルでのプロの創造プロセスへの介入が始まっている。しかし、その創造活動そのものは、まったく文化会館の組織あるいは意識の外側に置かれている。

*1)

3節 4) までの 参照

8) もうひとつの文化会館の大きなテーマには「地域文化振興の拠点」というテーマである。あくまでも、地域に根付いた活動をしたいという考え方があり、これは、本章3節の「文化事業」*2)が考察したように、従来の貸館中心の文化会館活動は、中央の興業主、劇団、楽団などによる中央文化の受け売りとなっており、これといった反省に立っていない。従って、地域文化の振興⇒地域住民の文化活動の拠点⇒いろいろな創造活動の重視と思考が流れてゆく傾向をもっている。この指向には、中央文化としての700の活動を意識の外側へ置いてしまおうとする傾向を内蔵している。また、広く地域文化をその創造性の面から総合的に生活と密着させて捉えてゆこうというこの視点は、文化会館の扱う文化活動の範囲を、どんどん拡散させてゆこうとする意識と結びついている。総合文化センター、カルチャーセンターへの指向である。

9) 他方で、文化会館に対する要求として、質の高い、すばらしい芸術を地方でも享受できるように、いろいろな鑑賞機会の提供の場としての充実を望む声も、非常に高い。これは、美術のように、鑑賞の場として制度化された美術館のような施設を持たない、舞台芸術の分野に強い。これは、文化会館を、舞台芸術のための施設として、より機能の尖鋭化を求める指向へと繋がる。これは、その組織の具体的な運用面や施設計画の方向としては、8)に見た総合文化センター、カルチャーセンターへの指向と、対立する部分をもつ指向である。

このように、文化会館の機能への期待は、どんどん高くなってきており、従来のように単なる集会場として片付けるわけにはいけなくなっている。その期待には、上に見るようないくつかの相互に矛盾する面も多い。しかも、その矛盾は、これからますます増大する傾向にある。おそらく、現在、既に文化会館はひとつの概念、あるいは目的では捉えきれなくなり、いろいろな方向性を示すために総合的にそのあり方を反省すべき時点にきているのではないかと

これに関連して、文化会館の意味を法的にもは、きりさせるべきだ
という意見もある。

- ・文化会館の性格がまた、あまり明確にされていなくていろいろある。
554
- ・公立文化施設基準を定め、また文化会館について法令上規定す
べきである。
555
- ・文化施設は全国的に多いが、建設の動機、発想が各館によつて
異なり、しかも文化行政と密着していきなり。文化会館を地方の拠
点とするならば、国は、会館の役割を法的に規定し、公立文化施
設のあり方について方向を示してほしい。
556
- ・文化会館の設置目的はどの会館も同じであろうが、運営に当
つて、理事者の理解、財政の確立等、正常な運営を図つていくた
めには、文化会館の設置基準とか、運営基準を、きりと立法
化してゆくべきではないか。
557
- ・公立文化施設としての本来の機能はどうあるべきか。それを
館の考へ方があるようだが、全国的に共通の観念の確立が望ま
しいのではないか。
558
- ・建設についての補助の規準はあるが、運営については法律の規
定はない。今後検討の要はあると思う。(文化庁)
559

このように、文化会館のあり方、理念が非常に混乱しており如何
に考へるべきか判断がつかなく、文化行政担当者の間からは、文
化会館の根拠となるような方向づけを法の確立に求めようとして
いる。しかし、著者は、文化会館そのものの概念が、種々の矛盾を
かかえ大きく変化しようとしていること、かつその変革の方向が、
いくつも考えられるであろうこと、等の理由により、あまりに法の確立
を急ぐならば、かえつてその可能性を萎縮させてしまう危惧を持つ。
むしろ、文化会館が、自ら、独自の立場で、自らの目的を論理的
に、根本的な部分から反省することのほうが急務であると考える。

1)- b) 文化会館と行政機構との関係

文化行政機構と文化会館とはどのような関係にあるのだろうか。文化振興会議には文化会館と文化行政機構との関係に関して次のような議論がある。

- ・文化会館は文化事業を実施する場で行政当局は実施のための積極的な援助を行うべきである。 560
- ・地域住民の創造意欲、発表意欲を盛り上げるために、文化団体やそれを主管する社会教育部局、その他の関連機関と文化会館との連携プレーが必要である。 561
- ・文化庁-都道府県-市町村という行政ルートと文化会館との連絡が十分でないので、文化会館を構成単位とする連絡協議会というものを作ってほしい。 562
- ・市町村文化会館と県との連携が十分ではない。 563
- ・文化行政関係情報を地方行政当局だけでなく、文化会館まで流してほしい。 564
- ・知事・市長部局に属している文化会館の場合、文化庁や県文化課との間の連絡調整が円滑を欠く場合がある。 565
- ・文化会館は市長又は知事部局所属であるほうが良いのか、あるいは、教育委員会所属であるほうが良いのかという問題は、結局、施設の長あるいは、市町村長の姿勢というもので解決できるのではないかと。 566
- ・文化会館は、知事・市長部局に属するものと教育委員会に属するものがある。教育委員会が所管したほうが良いのかもしれないが、文化会館は公民館とは異なり事業の幅も広く、予算の問題等もあり、直ちに結論は出せない。 567
- ・文化施設が市町村長部局に属したり教育委員会に属するものがあり、行政間の連絡が不徹底なことが多い。 568

ここに見るように、文化会館と文化行政との関係は、あまりうまく、なっていない。特に文化会館の所管部局が、教育委員会であったり、市長部局であったりすることによる混乱が、大きな問題となっており、している。しかし、これは、つき詰めをゆくと、文化行政そのものか、

我国において明確な論理、あるいは存在の背景をもちていないこと、
よして、それ故に、文化会館のあり方そのものが、非常に曖昧であ
ることへと繋がっている。この点については既に本章2節「文化振興
会議にみる文化行政」で詳しく考察した。

1)-c) 文化会館相互の連携

本章3節2項「社会館の文化事業」において、文化会館で行っている企画は、巡回公演などのように各文化会館の連携が必要となる性格のものが多く、文化会館相互のネットワーク化が望まれていることを考察した。ここでは文化会館が具体的にどのようなネットワーク化を望んでいるかについて考察する。まず、文化振興会議にあらわれた意見を示す。

- まず文化環境の整備については毎年1~2館の文化会館を建設すると同時に、文化会館相互の連携を図るネットワーク化が必要である。 568
- 個々の施設間の任意連携及び地域的、目的的な組織連携により情報入手、共同研修や研究、共同事業の実施、共同利益の確保、サービス向上、事務能率向上の協力事業を行う。なお、組織的連携としては協議体方式、連合体方式、外廓団体方式などが考えられる。 569
- ブロックごとに企画の公開を行い、協力をを行う必要がある。是非このシステムを確立したい。 570
- 文化施設の所属についての実状は様々あるだろうか。施設間の連絡情報交換が充分にとれる体制を留意されたい。また、この体制を強化し、事業を企画し、実施するようにしてはどうか。 571
- 各市町村は競って文化会館づくりをしている。県としては長期的視点で対策が必要である。現在このうち、62施設で連携をとり情報提供のポスター、チラシ等をつくっている。 572
- 情報交換 調査など事務局を設けて実施することが望ましい。 573
- 自主事業を行う際には地域の各館の協力のもとに共同企画を行うことが望ましい。 574
- 地方公立文化施設2館(500席以上)で任意の連絡協議会をつくり、積極的に自主事業に取り組む。10館とは連携を密にし、資料の提供もしている。後には、この10館が内容を充実し施設の中心となってセンター的役割を果たすことへの期待もある。 575
- センター的役割とは現時点では資料の提供である。 576
- 県の市町村文化会館の建設も進んできつつあるので県民会館

はこれらの施設の中核として機能する必要がある。 577

・県民会館は県の公立文化施設協議会の事務局として市町村との連絡を保っている。 578

・文化行政を推進するに当たり、末端の意見を生かすため、任意団体としては多くの地方の文化施設を会員とし、その組織活動の強化を図っている全国公立文化施設協議会に対して文化情報を流すとか、それを通じて調査を行うなども、と活用すべきである。 579

・文化施設協議会のような横の広がりにより、地域性をもった文化活動をする事によって文化的基盤が出来ていくのではありませんか。 580

・公立文化施設協議会の事業を活発にするとともに連絡協議を密接にする必要がある。 581

・近畿公立文化施設協議会の統一自主企画にとりあげた「高校生のための歌舞伎教室」は文化活動面における連携プレーのひとつとして意義があったと思う。 582

・全公文の組織を統一し、各種専門文化団体との協力関係を整備し、文化振興事業財団の母体をつくる。法制化が困難な場合それにかわる組織をつくり、国、地方公共団体の財成を要求。 583

文化会館の連携を求むる目的としてはつぎのようきものが考えられる。

- 1) 単独でできない事業(公演)を可能にするため。
- 2) 文化会館運営の財源をより融通のきくようにまとめるため。
- 3) 共同研修や研究により職員の実や業務体制の充実をはかるため。
- 4) 事業、サービス、運営のための情報交換をより充実させるため。
- 5) より広域の地域の社会に対してバランスのとれたサービスを行うため
- 6) 近接する所轄の違う会館のちがいはぐな事業計画を調整し、社会に対してより質の高いサービスが行えるようにするため。

さらにこのような文化会館の連携の中心となるようなセンターづくりが望まれている。文化振興会議における要望をみると、このセンター的機能は、県立の文化会館に求められている。これは現在の文化

会館は県立のものも市立のものも、ほぼ同じような機能しか果たしていないが、県立の施設は、そのサービス領域の広さという点からして、もっと広い地域にわたる文化施設のコーディネーターとしての機能をより拡充すべきだという考え方を背景にしてゐる。また各市町村立の文化会館のような所轄の要なる施設のまとめ役としての機能を県立の文化会館に期待されてゐる重要な機能のひとつである。

もうひとつ、文化会館の連携をすすめる上で、強いインセンティブを設けることが求められてゐるのは、公立文化施設協議会である。これは全国の文化施設の連絡会議的存在で、現在は東京文化会館内にその事務局が置かれてゐる。この協議会の中には文化会館の管理・運営、自主事業の実施・協力、施設の整備や技術上の諸問題について討議検討する各種の部会が設けられてゐる。協議会としては、地道な努力を重ねてきており、文化会館相互の連絡組織としては唯一のものなのだが、文化行政や、制度のはざまにあり、残念なことには文化行政からの予算的、人的なバックアップが小さい。文化振興会議には、文化行政に、協議会支援を訴ふる声が強くなつてゐる。

2- a) 文化会館と他の施設との連携

文化会館相互の連携が強く望まれてゐることは、先にふれたが、その他の施設とはどのような連携が望まれてゐるだろうか。この点について文化振興会議には次のような意見が提出されてゐる。

- 当文化会館は次のように連携してゐる。①主管各課と緊密な連絡、②文化庁ほか、他府県施設との連携、③教育機関との連携、④博物館との連携、⑤図書館との連携、⑥文化協会との連携、⑦その他の関係社会教育関係団体との協力 584
- 文化会館と公民館の相違を明確にして、文化会館職員の研究の目的をはっきりさせる必要がある。 585
- 公民館をもっと芸術文化活動に活用すべきである。 586
- 文化会館のない市町村も多く、芸術文化団体の育成、展示の場の役割を公民館が担つてゐるところもある。このような公民館に対する援助も検討してほしい。 587
- 当面、芸術文化活動の場として公民館等を活用することも考慮すべきである。 588
- 練習の場は公民館を使用し、発表の場としては市民会館を使用する。 589
- 市民会館としては貸館業務が主である。市民文化等とか、民間団体の方は中央公民館が企画して発表の場としてゐる。 590
- 会館と社会教育の連携については自主文化事業を地域文化に普及したということ、社会教育との連携が必要かどうか、幸い公民館職員を兼務してゐるのどうまくしてゐる。 591
- 地区公民館と文化施設の連携を図る。 592
- 学校には体育館があるが、夜間は使つてゐない。また学校教育と地域の繋がりを考えるのに、学校周辺のユースセンター等は学校を利用し、学校と地域の文化交流を考える必要はないだろうかといふことが問題となった。文化センターは単なる施設ではなく、そういう学校施設等どうまく生かす機関ではないのか。 593
- 施設がないからやらないのではなく、利用できる施設は小学校の体育館でも利用してやるといふ姿勢が必要である。 594

- ・学校、公民館等教育委員会所管の施設もあり連携がレイシ考える必要がある。特に社会体育関係では学校運動場の開放とかけるん
なことも手掛けているので、業務の閑余や、施設整備の管理にネ
クはあろうが、市町村や県が教育委員会の窓口で出来るものか
ら効率的な利用方法を進めねばならぬ。 595
- ・青少年センターと連携して開設もま之れば良いのではないか 596

文化会館が連携をとるべきと考えている施設には次のようなものがある。

- 1) 公民館、中央公民館との連携
- 2) 小中学校など教育機関との連携
- 3) 青少年センターなど類似文化施設との連携
- 4) 図書館、博物館、美術館などとの連携。

これらのうち、特に公民館と学校機関との連携が強く望まれている。

公民館については、小学校、または中学校区の規模で、地域に
広く分布しており、地域住民の生活には文化会館より密着したサ
ービスができるメリットがある。文化会館の一側面として、地域住民
の文化活動振興への指向が強くなることは、既に何度も述べたが、
この観点では、公民館活動と文化会館活動とは大きくオーバーラッ
プする。従って、公民館との連携を求める声が起こるのは当然である。

特に、地域文化団体の練習など日常活動の場として公民館に期待す
るところは大きい。しかし、公民館と文化会館では、また別の指向をも
っており全面的な連携に乏しい部分もある。相互に相手の持つ本来
的の意味を十分に考慮しながら機能を補完しあう努力は必要である。

学校については、主として、放課後のあいた空間の文化活動に対する
積極的な利用への要望である。これは、管理上、考慮せねばならぬ
点はあるが、地域住民の文化活動にとっては、1) 地の利、2)
親と子の文化活動の連携が期待できる点、3) 教室や体育館など活動の
しやすい大空間がある等、多くのメリットが考えられるので、今後も十分に
考慮されるべきものである。現実においても、文化活動に対する学校
開放は、着実に広がりつつあるようである。

2) 文化会館の施設計画のあり方について

2)-a) 文化会館の分布基準

- ・文化会館は人口10万人以上の都市を基準に整備されてはいるが今後は小都市の小さな施設の建設について検討する必要がある。 597
- ・文化庁としては10万人を越える所は1ヶ所から11の予定で整備を進めてはいる。 598
- ・未設置市町村の解消の施策を中心に普及してゆく。 599

文化会館の分布状況については既に1章で詳しくふれた。それによると、文化庁の補助金で建設された文化会館の数は、昭和55年度までに200件にのぼっている。自治省調べによると、ホトシをもつ文化会館的施設の数は昭和55年度で1671館あるという。このように文化会館あるいは類似施設は、全国各地に既に広く分布しており、とにかく、「無いから作る」という時期は既に過ぎてはいると見る事ができる。文化庁でも、その設置は、現在10万人以下の地方の広域市町村圏の中心都市における整備へ、重点が置かれるようになってはいる。大、中都市では、むしろ旧く存在する会館の建てかえ、機能向上などが求められてきている。この意味でも、文化会館の建設はいま、曲がりかどに来ているといえるのではないか。

2-b) 多目的ホールか専用ホールか

これは、文化会館における永年にわたる最もホットな論争である。この点に対する文化振興会議での意見にはつきりがある。

- 地方では公演、会議、娯楽、教養、文化的展示などのため多目的ホールに価値がある。将来この方向に進む可能性が大きい。 600
- 主目的を一つに限ると利用できないものも出るため、多目的ホールとして使用する予定である。 601
- 東京に近いので音楽だけのホールは利用率が低く、多目的にすべく考慮している。 602
- ホールは舞台芸術には万能という多目的ホールであるか、この文化施設の良否の評価は、その施設設備により左右されるといっても過言ではないと思われる。 603
- 多目的ホールはややもすると、どこにも適さないホールとなる恐れがある。主目的があつた上で、その他の催物にも、利用できるホールが理想的と思う。 604
- 多目的ホールというと大変便利で効率的なホールという印象を受けるが、芸術内容によっては非常に不備で不感なホールともなる。このため、特別な施設設備を設けて、ある程度補う必要がある。施設設備は利用内容に関連があり、利用内容は地域の特性を表わして行るので、施設設備の基本的内容は、地域性を考慮する必要があると思われる。文化施設の一般利用状況を見ると、地域住民の利用が大部分であり、これらの利用については、文化施設の基本的な施設設備が充分運用できると思われる。地方として一番望んでいる一流芸術家や全国巡回公演をする芸術の中央と同じ状態が鑑賞したいとなると、多目的ホールの欠点があつた上、施設設備の欠点が問題となる。ここには特別な施設設備の設置ということになるが、この基準としては、国(文化庁)が行う全国巡回の催物が企画とあり開催できる設備だと考えれば良いと思う。昨今のように近隣に文化施設が数多く建設されている場合は、万能というより、ホールの構造、特性に適した催物に対しては完全な特別施設設備を満足してホールの特殊性を前向きに出してゆかないと運営が難しくなるのではなにかと思われる。 605
- 当県民会館は2000席の大ホールを持つが、多目的に利用されており、年間稼働日数が約80~90%と非常に高い利用率となっている。しかし、施設の不足が最大の原因であるが、一般発行等

の増加もあって、地元文化団体などの利用者に発表、練習の場として希望とあり会館を利用させることができないう悩みも深く、加えてこの会館は中小ホールの設備がないので、観客動員がキャパシティを大けに下回る効率の悪い利用のされ方も多い。文化会館がその使用許可について十分な選択権を持ち得ない現在では、地方における舞台芸術振興普及のためにはこれからの文化施設は用途別の専門的ホールの建設が望ましく、むしろ、その方向に努力することこそ急務ではないか。

606

- ・文化施設の施設設備は、その利用に対して十二分に機能を発揮し、最高の成果をあげて利用した企画者、出演者、観客として関係者すべてが満足していただくのが理想である。この理想を実現させるには専用ホールが必要ということになる。これは舞台芸術を大きく分けると音楽、舞踊、オペラ、演劇、古典芸能その他となり、この各々が自分達に適合した施設設備の要求を満足させると、芸術内容により、施設設備の要求が相反するものがあるので融合できないものについては専用のホールということになる。

607

多目的ホールを主張する意見は、舞台芸術には様々なジャンルがある、そして、ひとつひとつのジャンルでは、その地域で1年間のホール利用を満たすことはできない、また、全てのジャンルに対して専用の設備をもったホールを建てることは、経済的にも困難である、従って、いろいろなジャンルのものをひとつのホールでこなさざるを得ず、その欠陥は、技術的なバックアップによって改善すれば良いという考え方に立脚している。これは、理想形は専用ホールにあるとしている点で、いわば消極的な多目的ホール指向である。これに対して、いや、ひとつまでも、そのような消極的な姿勢ではだめだ、これからは、どんなホールでも、高度な舞台芸術を上演するためある程度の専用性はもってゆくべきであるとするのが専用ホール指向の主張である。最近では、少くづつ、専用ホール指向の意見が増えつつある。その背景は、1)ある程度の都市規模では、ホールを複数抱える都市が多くなったこと、2)多目的ホールとして建設されたホールが実は、まったく使えないものになる、文化行政のお荷物になるケースが増えたこと、3)ある程度、特色を打ち出したホールのほうが市民に好まれて使われるという経験が蓄積されてきたこと、4)専用ホールだからといって、劇場タイプが無限に増える訳ではなく、数タイプのホール

があれば、今日の舞台芸術の要求は充分満足できることが理解されるようになる。また、ホールをいくつか建てることも無理な場合であっても、たとえば、現代劇やミュージカルに、高度に対応できる設備や空間特性を備えたホールであれば、他のジャンルに対しても、広く対応できるものであることが判ってきたことなどがあげられよう。

しかし、他方で積極的な多目的ホール指向も生じている。たとえば第600巻の意見に見られる指向で、いわゆる舞台芸術だけでなく種々雑多なイベントに積極的に対応できるような空間をつくらうとする指向である。これは多目的というよりは、むしろ、マルチフォーム(多形式)ホールというべきものの指向である。これは、我国の多目的ホールは、実は、それほど多目的なものではなく、むしろ、舞台芸術の上演に拘束された目的指向に吃縛されすぎていたのではないかと反省し、たものである。専用の劇場空間を別に持つ欧米の多目的ホールでは、もっとのびのびと自由なアイデアが展開されていることがも刺激されている。これは、一種のイベントホールであり、言うなれば多目的ホールという専用ホールの考え方である。

このように、現在は、消極的な多目的ホール指向から、何らかの形でホールを特色付けてゆこうという方向へ、考え方が大きく変化しつつある。ここで最も問題となるのは、いかなるホール形態を優先にせよ、それをいかに身体化できるか、(いかに利用者の手の内に入れられるような施設にできるか)という点である。実は、いままでのホールには、この視点がまったく欠けていた。3巻の劇団アンケートで詳しく分析するが、現在の公共ホールの最大の非難は、自分たちの思うような使い方ができないという点に集中している。舞台設備に論理的な統一がなくアンバランスであったり、舞台芸術の上演に不向きな管理形態であったり等である。思うに、多目的ホール批判は、ほんとの多目的性の批判ではなく、むしろ、いままでのホールがどうできた、その非身体的な性格にあるのではないか。従来はホールの管理者は自ら金を出さずることが多かったのだ。こうした非身体的な性格は判

用者の不満としては残されるが、自ら骨身にしてみても感ずることは少
ない。しかし、今日では、自主事業の普及とともに、ホール管理者自
体がその苦しみを身近に感じはじめている。おとしく、自主事業がさ
らに普及するにつれて、文化会館は、この問題との対決をより強く
迫られていくであろう。

文化会館における自主事業の普及とともにもうひとつ大きくクロー
ズアップされてきた問題がある。それはホール設備の標準化という
問題である。いままで見てきたように、文化会館の自主事業、あるいは
民間の公演でも、地方において、それは、ほとんど全て、巡回公
演方式による。ある劇団、楽団は、毎日、ホールを順にめぐ
りながら公演を行う方式である。単独で、これらの公演を呼びかけ
の経済力は残念ながら地方の文化会館にはない。従って、今後も、この
巡回公演方式は、重要な役割を果たしてゆくに違いない。ところが
問題なのは、ホールの設備が、文化会館ごとにまったく、バラバラな
のである。たとえば「劇場A」は、直径10mの回り舞台があるが道りはない、
反対に劇場Bは道りはあるが回り舞台はない。こうなると、A、B、両館
をまわる演劇では、道りも回り舞台も使わない演出をとりざるを
えなくなる。このように現在の巡回公演では、その回路に入っている
最後の設備のホールに焦点をあてた演出が計画される。当然その
質は低下することになる。これは非常に大きな問題である。従って
ホールの最も基本的な部分で、設備の標準化を行おうとする意見が
強くなってきている。ホールの個性を殺さぬような配慮をしながら
も、こうした標準化は、ぜひ、必要なことだと筆者も考える。

2) - C) 大ホールか小ホールか

ホールに関する旧案からの議論には、専用ホール・多目的ホール論争の他に、ホール規模に関するものがある。

文化振興会議には次のような議論が見られる。

- ・オーケストラ、洋舞、日舞は大ホールが必要で中途半端は困る。舞台機能はし、かつしたものを作る必要がある。 608
- ・市の人口規模に適した大ホールの設置が必要である。 609
- ・2000名収容の大ホールも必要だが、もっと住居が見事に利用できる施設を造ることのほうが大切ではないか。 610
- ・小規模な文化施設は構造がほとんど集会場的なものであり、舞台芸術を披露するには粗末すぎるので、建設時にもっと適当なマスタープランを結んでもらいたい。 611
- ・小団体専用の様々なホールの建設が望まれるが、行政側とのかわり合いがスムーズに行っていない。 612
- ・市民会館内に小劇場を造っている各文化団体の要望による舞台発表の場としている。 613
- ・青森市のように、地元アマチュア団体が使用する500席程度の施設が必要である。 614
- ・小劇場建設促進が望まれるが、管理・運営において文化団体の要望が入れられるようにすべきである。 615
- ・我々アマチュア団体にとり、こいちはん使いやすいのは、500~500席ぐらいのホールである。席数は少なくとも舞台は広く、いつでも使える練習所があれば好ましい。 616
- ・小さな発表会を開くのに手ごろな400~500名程度の小ホールを望む。 617
- ・国の補助対象を下まわす規模(500以下)のもので、公民館とは異なり芸術鑑賞などの機能をもった施設で、機能的かどうか、など県としての方策を考えている。 618

これらの意見の傾向を判断すると、ホールの規模については、大ホールの希望もまたなくない場合ではないが、全体としては、小規模

のホールを希望する傾向が見られる。その主な理由は、①大規模ホールは地元のアマチュア団体を中心とした発表会には大きすぎる、②大規模のホールは気軽に利用できない、等である。約500人程度の収容力のものが希望されているようである。しかし、小さいホールとは言い、舞台空間や設備に関しては充実したものが望まれている。小規模な文化施設は「舞芸術を振興するには粗末すぎる」という意見がそれを代表している。

さらに、利用者としては、小さなものを望んでいるのに、行政がりの意向をうまく汲んでくれないという不満もある。これは、概して、ホール建設のインセンティブをとる自治体の首長の判断が、大ホールへ傾き勝つてある現実を反映している。また、大きな公演の行える団体の発言力のほうが、小さなものを希望する団体の発言力よりも強いという状況もある。

ホールの客席数については、3章に各種のアンケートに基づいてより精緻な考察を加えることにするので、ここでは、全体として、設備の充実した小型のホールを求める声が強くなっていく傾向にあることを示唆するにとどめた。

2) - d) 練習場

文化会館を、その地域の創造的文化活動の拠点としてめこうとする指向が強まっていることを、既に幾度も考察してきたが、その傾向に対応して、文化会館に練習場の機能を充実させようとする意向が多く見られる。文化振興会議に提出された練習場に関する発言にはつぎのようなものがある。

- ・現在、団体の文化活動の場、特に練習場、発表会場が不足しており、それを整備する必要がある。 619
- ・私共は、稽古場がほしいこと。勤めを終えて集まると夜遅く、遠慮なく大きな声を出せるところが無い。 620
- ・練習場には全く頭を痛めている。例えば鹿児島交響楽団等は銀行の貸ホール、オハラなどは音楽短大や学校を利用している状況だが、現在、市の文化会館建設構想が進められているが、相当のリハーサル室についても考える必要がある。 621
- ・管弦楽は企業の中の施設を使用している。 622
- ・川崎の場合は練習はリハーサル室で無料で使用されている。 623
- ・公民館の中に一部分でも防音施設のある部屋をつくらせて欲しい。 624
- ・地方芸術文化振興の見地から、文化会館にはリハーサル関係施設を設けることが必要である。 625
- ・練習場が無いため、とくに音楽、演劇関係団体が困っている。今後の施設には練習場は不可欠である。 626
- ・建設中の音楽文化会館には練習室を大中小計12室設けることにしている。 627
- ・現在、市民会館には練習施設が無い。 628
- ・文化庁の指導を受け、練習室を3室造るよう設計している。 629
- ・最近2~3年においては、優れた芸術を鑑賞できる舞台構造や練習室を有する施設には補助金を出している方針であるので、今後徐々に充実してくると思う。また、文化会館は、利益の道に終始せず、地域住民の使用を優先し、施設を提供すべきである。 -文化庁- 630

このように、文化会館に練習室の設置を求める声は非常に多い。特に、オーケストラ等の音楽や演劇のように、大きな音量がこぼれ、かつ広い空間を必要とするものの要求度は高い。これに対して、文化庁なども、文化会館の設計指導を通して対応してきている。今後、文化会館の練習室は充実してゆくと考えられる。ただし、このような施設が充実するに従って、その利用条件でいくつかの問題が生じてくる。たとえば、夜間利用、連続利用、定期利用などの可能性についてである。演劇や音楽などジャンルの違いによつて、その利用形態や要求もかなり相違がある。これらの細かい問題については、3章にて、アンケート調査をもとにして、詳しく考察することにする。唯、ここでは、まとめとして次の点を提示するにとどめる。

- 1) 文化会館の認識が高まり、従来の発表、公演のみを対象とした考えから、それに到る創造のプロセスの重要性が認識されるようになり、それに対応し、稽古場、練習場の必要性が認められるようになった。
- 2) 文化会館の練習は主として、地域のアマチュアグループを対象としている。
- 3) 練習室の定期使用、連続使用等具体的な運用方針については、まだ、明解な方針は打ち出されておらず、今後の検討を必要としている。

2-1 e) 設計における指導体制・利用者の設計参加について

文化会館の計画にあたり、補助金を交付している文化庁は、その内容についての指導を行っている。具体的には、どんな方針の指導をしているのか、文化振興会議の発言から拾ってみた。

- 文化会館の建設のため、文化庁が統一的基準を示すことは、地域の特殊性もある。この困難もあるが、人口、都市環境、現在の文化会館設置状況などを考慮した一応の基準は必要である。632
- 大都市では広大な土地が入手しにくい等という問題があり予算面でも容易には手が回らないということがあるが、地方公共団体が文化会館を新設する場合には利用しやすいホールを作る様に配慮するよう指導している。633
- 優れた芸術を発表できる舞台構造や練習室を有する施設には補助金を出す方針である。(630)
- 乗客が少ない話は、補助率のこともあろうが、文化庁でも設計指導している。オートストラボックスをつけるよう指導したこともあり、裏の方に目が向きにくいので今後指導対処したい。634

このように、補助金交付に伴い、文化庁は、その施設の基本的な計画方針に対してかなりの重さの指導を行っている。たとえば、練習室の設置やオートストラボックスの設置などは、文化会館の性格づけに大きく影響する指導である。確かに、文化庁のこうした指導により、文化会館の質は、平均的に向上してきている。しかし、現在、文化会館のあり方は、今まで見てきたように、極めて多様化する傾向にあり、全般的に均質を指導をすることが必ずしも、地域の要求にあった施設の計画につながる場合も起りうると考えられる。また、他方で、巡回公演のための設備の標準化など、指導や統一見解の必要な面があることもは、きりしてきている。具体的な指導を考へる前に、文化会館はどうあるべきかを、根本的なところから問う調査作業が急務とされているように思われる。最近の舞台技術は極めて複雑になってきている。従って設計におけるその方面の専門家の参加も強く要請されるようになってきている。

また、設計における利用者の参加も要請されている。この例として、青森市民小劇場のケースがあげられる。

・青森市民会館(1400席) 青森市民文化センター(300席)の利用度が飽和状態となったため、市内107団体38,240人の文化団体が大同団結して「市民文化会館」建設促進の運動を展開した。この運動は単に「建てさせる」のではなく、「市民自らの手でつくりあげる施設」として取り組んだ。

①市民文化会館の新築、②練習室と道具製作可能なスタジオと500~600席の中ホールのある小劇場の建設を要望して、数回にわたる市交渉、議会請願、マスコミの支持、世論の高まりの中で、昭和52年9月市議会において昭和54年市制施行70周年記念事業として「小劇場建設」が決議された。

促進連(略称)は、資金・ボランティア・市民組織・運営・広報宣伝の5委員会と演劇・合唱・洋舞等ジャンル毎の10部会を構成されている。運動の基本目標は、①設計に文化団体の要望を反映させる。②設備内容を充実させるための市民募金を。③管理運営を市民委託とし、市民の手による運営を。の3つを掲げて、「我々市民が、我々市民の手でつくりあげる小劇場」の気運を盛りあげている。

その成果として、①設計についてはアンケート調査を実施し、44項目の構想が生かされた。②募金状況は、現在1474万円と一般市民の協力は2万人に及んでいる一方、企業からは不足のあまり目標の40%である。③民間委託については、文化団体が「管理法」を設立し、市民や文化団体を使いやすいものにしていくという立場で検討している。

635

この青森市民文化ホールは昭和54年9月30日に完成した。その具体的な評価は、まだ発足して間もないので定まらずに、しかし、概ね市民の文化団体の希望がかなえられ、各点が評価も良いようである。文化会館における自主的な創造活動が今後とも重視されていくことは間違いないと思うが、その際、このような利用者参加の設計のケースを増加するであろうと考えられる。今後、文化会館の計画手法として、このような立場をどのように扱うか充分に検討する必要がある。またこれは、設計段階ばかりではなく、その後の企画・運営にまで連続してゆくような参加の方式を考へるべきであろう。

2) f) 施設整備の補助金

文化庁は文化会館設置促進のために「地方文化施設整備費補助金」を交付していることは、既に何度もふれた。特に1章では、その整備状況を示した。ここでは、文化振興会議の席上、どのような意見が出てくるかを見ることにする。

- ・文化会館については従来から設置に際し助成している。扶参如型の活動が盛んであるのど、今後は練習場を重視したい。施設配置については、都市の中で検討してほしい。(文化庁) 636
- ・全国に散在する公立文化施設の中で、館建設以来10年、20年と経過し、老朽化のため観客の安全管理すら危ぶまれている館が増加している現状である。このため各施設とも整備に鋭利努力を重ねてはいるが、厳しい地方財政の中では思うにまかせないのか実状であり、新設に対する補助だけでなく、整備に要する経費の一部についても国費補助を配慮ねがいたい。 637
- ・少年を対象とする文化施設の建設費補助を行ってほしい。 638
- ・県民会館の建設については、岩手県民の心の醸成のためにも文化庁で大中の予算化をして、補助、起債の拡大してほしい。そうすれば、それに県も乗るので、地域相応の建物建設を促進することが出来る。 639
- ・施設の補助金は、文化庁や社会教育局等に命かかっているが、もと地域のニーズに沿った、全般的な思考をとって欲しい。 640
- ・人口10万人以下の市町村にも、積極的に文化会館建設の補助を行って欲しい。 641
- ・実務的なことでは、今年の予算要求の折、要求があるので、練習場、小規模文化施設の補助金を要求したが、大きい分では、ロク単位的な広域文化施設の1館2億と、既存の文化施設の改築(消防法の改正等で緊急のもの)、とそれぞれに必要で、予算の枠がとれなかった。(文化庁) 642

基本的に、施設整備に関する補助金は、新しい施設の建設に関するものである。施設の維持、管理に関する補助は、消防法の改正等に係る特殊なケースをのぞいて出されてはいる。しかし、637の意見に代表されているように、既存の会館の維持・管理が大きな問題と

*1)
第1章参照。

なっている。むしろ、今日のように全国に、数多くの文化会館が立ち、運営されている状況においては^{*1)}、新設に伴う問題よりも、このほうが大きな問題ではないかと思われる。舞台技術は今日では急速に進んでいる上、文化会館の主目的が当初の集会中心のものから、舞台芸術中心へと移行している等、古い文化会館が急速に旧式化している。旧式化した会館の補修、改善への体制をととのえる意味での補助金も考えておく必要がある。

また、もうひとつ、施設の補助金でいえることは、この施設整備費補助金と会館運用が結びついていない点である。いわば「建てはなし」の状況である。たしかに、文化会館の事業については、間接的に、「地方芸術文化活動費補助」がある。しかし、これは、なく、自治体の文化事業を対象としたもので、文化会館の事業面での企画、維持管理の充実に直接働きかけるものではない。今後は、文化会館の、事業や維持・管理、施設補修なども含めた、総合的な補助政策が必要とされると思われる。もちろん、このためには、文化会館の理念をしっかりと引き出すことが必要であろう。その他、小規模文化施設の希望もあり、現在の補助金体制は、かいつの曲がり角に来ているといえるのではないか。

3) 文化会館の職員及び運用組織

3)-a) 文化会館の職員

文化会館の最も大きな問題として、その職員のあり方、あるいは質に関するものがある。文化振興会議においても、この点が大いに議論されている。

- ・ホールが小さければ職員数も少なく2111と考へられがちで、交替要員もいない文化会館もある。 643
- ・文化施設の職員の定数について文化庁からの指導はできないものか。(答)定員についての基準はないが、入場者数500名以上の館の実態の標準は10~11名ぐらいであろう。文化に関する法の成立が必要となるが、文化の範囲など検討の余地も多い。 644
- ・体育の指導員のように芸術文化指導員を置く必要がある。また社会教育指導員をこれにあてることを検討する必要がある。 645
- ・施設の管理と事業の運営に精通した職員をいかに確保するかということが最も重要な問題である。 646
- ・施設そのもののあり方は人にある。地元とのつながりは運営する人のサービス精神と使用者側の協力精神であり、地域文化振興は人によって行われるのであって人の心の持ち方によってできていくものであることがわかった。 647
- ・文化会館を運営していくに当たり、専門的な社会教育主事、文化主事のような指導者が必要である。 648
- ・文化主事、社会教育主事等を考へる場合、行政組織の中の人の動きや、将来の配置、処遇を考へておく必要がある。又、それらの人々は専門的知識を持っていることも必要だが、幅広い教養視野、経験を持つものが望ましい。 649
- ・音響・照明の専門家が必要であるように会館の使用について指導する専門家が重要ではないか。 650
- ・文化施設は地域の文化活動の拠点として重要な役割をもつ。しかし、スタッフは、地域の文化活動をリードするまでに至っていない。スタッフに文化振興にふさわしい人材を配置するときには研修会や情報交換を県単位で積極的に実施すべきである。 651
- ・企画担当者には芸術文化面への知識が不足している者が多い。 652

- ・役所的にしたいということから、館長に民間人を非常勤として迎えている。しかし非常勤であるが、決裁権から議会に対する発言権を持っていない。 653
- ・役所の組織だけでは解決は困難であり、学校の視覚担当や教育委員会の社会教育担当者、地域の文化人(芸術家、音楽家等)との連携が必要である。 654
- ・技術職員とくに舞台・照明については、技術研修制度、資格認定制度を認めてほしい。 655
- ・舞台係定点検のための要員の養成もはかってほしい。 656
- ・技術職員の確保ができないと管理上問題が生ずるか、都市では外部委託が可能であるのに対して地方では困難である。技術職員の養成はどうしても必要である。 657
- ・自主事業を実施しているが職員体制が不備のため、一人の職員が兼務している例もある。特に空調、照明、音響、舞台装置等、特殊技術を要する職員が不足しており、しかも、現在の職員は技術的に未熟であるところから非常に苦勞している。 658
- ・文化会館は施設と職員が一体となっており有機的に機能することが重要であるが職員不足の現状と省カ化の見地から、業務委託のあり方について検討する必要がある。 659
- ・県内に技術関係の業者が少ないので、技術職員に素人を委託契約(1年間)により充当したため、細かき面への配慮が欠けてきている例がある。 660
- ・舞台、音響、照明は常駐委託しているが、職員もそれぞれの研修を受けた者とか専門の学校を出た者を採用しているのが、指導、助言等は職員がやっている。こうした委託のため、日曜、祭日出勤、超勤の問題が解決している。職員は僅し物の内容により日直制をとっているが、それ以外は日曜、祭日の出勤はなく委託している会社から出ている。委託職員と会館職員のトラブルをなくするため、すべての行動をいっしょにするという内容の契約をしている。ということは、ホールの業務だけではなく、補助的な事務、自主事業の広報、ポスター貼りも含み、会館周辺の草取りも含むというように会館の職員とまったく同じ取り扱いをしている。 661

これらの意見に見られるように、文化会館の職員は非常に弱体である。特に次のような点に問題がある。

まず、つぎのような人材が不足している。

- 2) 文化会館の自主事業として、プロの劇団・楽団の公演を、会館のインフラによって勧誘できる能力のある人材、このためには、プロの世界に精通し、かつ観客の指向も見通すことのできる特殊な能力を必要とする。文化会館が貸館であれば、これは、いわゆる専業師が行う領域で、会館が直接、この業務に携わる必要はなかった。しかし、文化会館が自主事業を推進しようとする、当然この業務を引き受けねばならなくなる訳である。
- 3) 地元のアマチュア団体の創造活動を芸術的な立場からリードできる人材。これは先の企画・制作の能力とは異った能力を必要とする。むしろ、芸術家としての資質をも、他人が父兄となる。
- 3) 舞台照明、舞台機構の操作など特殊な技能を必要とする技術者。これは、近年舞台技術のコンピューター化が進むなど、しろうとでは、動かせないような機材が、どんどん取り入れられていることによる。
- 4) これら特殊な能力を持った人々を統括できる能力のある館長。

ところが現実の公務員体制では、このような特殊な能力を育成することは非常に困難である。芸術活動の領域では、その才能と人の繋がりに重要な意味があるので、他の自治体の業務を行っていた職員が急に文化会館に配属されても、ここには、まったくキの出しようがない場合が多い。利用者から見ると、わからず屋の管理中心主義の役人が、文化会館を非常に使いにくくしているという非難が生じる。^{*1)} しかたにこのような、従来の役人の範疇からはずれた人材を、会館の中に受け入れることができるか、その体制づくりが大きな問題になっている。また、プロの公演を対象とした組織づくりとアマチュアを対象とした組織づくりとは、大きく、その性格が異なる。この点をどう考えるかそ大きな問題となるであろう。これは、今までにも考察してきたような、文化会館のあり方を今後どのような方向に向けるべきかという理念の問題と結びつけて、考察すべ

*1) オール章、劇団実態調査参照

る必要がある。

文化会館の機能が本質的に役所の体質とよくわなれりものであること
から、その機能を業者に委託したり、文化会館全体を法人
化するべきという意見もある。

文化会館の業務の体質が一般の公務員の業務の体質と合わない大
きな問題として、職員の勤務体制の問題がある。

・文化会館職員は特殊な勤務条件(日曜、祝日は事業があること)
から休館日、週休2日制等の問題について一定の基準を定める
必要がある。 662

・悩みとしては、若い職員がオーバーワークに陥るため疲れが出
てきており、今後どのように切りぬけていくかが問題である。
663

・深夜に使用してよいことになってはいるが、職員が不足でオーバ
ーワークになりがちである。代休についての条例はあるが、休め
は金銭的なものではなくても、自分の仕事が進まずに困る。664

・夜勤、休日勤務に対する報酬は超過勤務手当又は時差出勤によ
る通常の手当の2つの方法がある。 665

文化会館の業務は、このように、休日・深夜に多くなることが多く、
通常の勤務時間ではまったくカバーしきれない性格のものである。
他の部所から配属されてくる職員では、こうした、特殊な勤務体制
には対応できない者が多い。畢竟、会館管理が役所的になり、
利用者の不満を買う。ここにも文化会館の構造的な問題の一端
をうかがうことができる。

文化会館の職員の能力を高める手段としては、公文協や文化庁
の研修会がある。

・文化施設の舞台技術職員に対する研修は舞台機構、設備の近代
化に伴いますます高度な専門的技術と知識の習得を要求される
現在、不可欠なことである。と同時に舞台技術職員もまた、
それを自覚し、希望している。研修会の充実が必要である。 666

・文化庁主催の研修会は、研修の期間(5日間)、会場(国立劇場)
そして講師と三拍子が揃い、さらに経費負担も出席職員の研
修旅費と一部テキスト代だけという恵まれた研修内容である。

しかし、年1回、各県1名の参加では、多数の会館の舞台技術職員の要望を満足することは遠大なことと言わなければならぬ。667

- ・文化庁が行っている文化施設職員研修の対象人員をもっとふやしてほしい。668
- ・技術研修の場を増し、併せて館員の精神的、肉体的な新陳代謝をはかる。669
- ・舞台技術職員が希望している研修内容は①舞台操作の実技、②舞台保守点検と安全管理、③舞台安全診断などである。670
- ・公文協主催の研修会の開催にあたり、講師の選定や謝金、派遣旅費の経費負担などで苦慮している。671
- ・地方の舞台技術者は、保守管理ができればいいという意見もあるが、やはり、オペレーターとしての技術を身につける必要がある。672
- ・技術研修会は、初級者対象に区分して実施してほしい。また、舞台の安全性を確保するためにも資格取得をねらった研修会とすべきだ。673
- ・市において文化会館の技術職員の研修をしており、文化庁でも行っている。これらを更に充実する必要がある。674
- ・地区では、県民会館においてそのための研修を約1ヶ月行っている。国では、文化会館職員の国立劇場、日生劇場などの研修費を補助してほしい。675
- ・文化会館の地方文化振興に果たす役割を明確にすれば、自ずから研修会の在り方も明らかになるので、文化会館の性格や位置付けを確立することが先決である。676
- ・文化施設における運営管理にたずさわる職員に対する研修についても再考されるよう検討された。677
- ・新設文化施設職員にかかわる研修について長期に渉る研修機関的存在をもつ実現されるよう切望する。678

このように、文化庁、あるいは公文協などで実施している研修会は技術職員に関するものである。しかも、全体としては、規模的にみて、充分満足のものではない。さらに、文化会館の技術職員の研

係が文化会館という機軸の中で充足できず、国立劇場や日生劇場など劇場機構を借用しなければならぬということ自体、文化会館の機能、能力に対して大きな問題が潜んでいることを象徴している。

文化会館の職責体制として不足している管理・運用面に関する研究は行われていないのが現状である。

このように、職員研修体制という側面から見ても文化会館の職責問題は、非常に大きなものであることが判る。

文化会館は自主事業を通して、舞台芸術の企画、制作にまで関与するようになった。また、地域の創造活動にまで、関与するようになった。しかし、文化会館は、単独で、これらの事業を行える体制にはない。その周辺の各種の組織と協力して、事業を進めてゆかなければならない。職員の問題は、文化会館の理念を明らかにするとともに、このような他組織との協力体制をいかに整えてゆくかを明らかにしてゆかねば解決してゆかないのではないか。こういった点で文化会館職員に関する問題は、きわめて構造的であると見え、中途半端な対応では解決しない。抜本的な改革が必要とされている。

この点を考察するのも本論文の大きなテーマである。以下の章でさらに細かく検討をすることにした。

3)-b) 文化会館の財団法人化

文化会館を法人化しようとする考えがある。文化振興会議には次のような意見が見られる。

- ・財団法人が県の委託を受けて運営管理を行っている文化会館では、独立採算を原則としているため、協会職員給与対等ははじめ、今後自主事業をどのように推進させるか等の問題点がある。 679
- ・文化会館の運営が財政難となったため、財団法人による運営に変えた場合、市民に与えるメリットを考えると迷う。文化庁はこのような問題に対する基本方針を示してはどうか。 680
- ・公益法人等への委託は経済上の利点が多いが、人事管理上の問題がある。 681
- ・市町村教育委員会で人的体制が不十分であるため、事業の実施を行えない場合、教育文化センター等財団法人等に委託して行うことを考えられる。 682
- ・財団法人の予算要求は通りにくく、14年経て修繕費はかさねが、職員をやっている。 683
- ・会館運営を公益法人化したか、更に一般の民間団体に委任することも考えている。 684
- ・法人経営は、経理事務管理等についてはやりやすいが、反面、人事管理については問題がある。 685

文化会館の法人化には消極的な面と積極的な面がある。消極的な面は、文化会館の運用が多額の補助を必要として、財政を圧迫している、これを法人化することにより、独立採算とすれば企業努力により赤字を減少せられるのではないかと、いう経済上のメリットを考へるものである。しかし、この考へは、現実に法人化された会館の資金面での苦慮を考へると必ずしも妥当な考へ方ではない。

積極的な意見は、自治体の職員体制は本来、文化事業になじまないところが多く、従って法人化することによって文化会館がより自由に活動できるようにしようとする考へである。主旨としては、文化会館の活動という立場に立って考へようとしている点で評価できるが、

現実的には、予算の充分な裏づけがないと、法人化の消極的な側面ばかり強調されることになりかねない。

現在は、法人化は、ほとんど消極的な理由から推進されているようである。しかし、これでは文化会館の問題の本質的解決へ迫ることはできない。また金が無ければ、お荷物となるものは外へほうり出せというのでは、いったい文化行政とは何者ということになってしまふ。目標とする文化事業はどういうものか、それを達成するには、どのような組織や資金が必要となるかという筋を通した論理の展開をしていく中で、省力化は、いかに達成されるかといった問題解決へのアプローチが求められるのではないか。

3)-c) 文化団体の会館運営への参加

文化会館が創造的なものへ目を向けるようになると、文化団体との連絡関係が大きな問題となることは、本章3節「文化事業」あるいは4節「文化団体」のところで既に述べた。ここでは文化会館の運営に対する文化団体の参加の要求について述べる。

- ・個別化した文化を総合的にとらえるのが文化会館の役割である。非常勤でよいから、研究者、芸術家等を参加させるべきだ。文化人をまとめていく立場も文化会館の役割である。 686
- ・団体が会館を使用する場合減免規定だけなので、今後は舞台等の手助けをしてほしい。 687
- ・T中では文化会館と文化協会がうまく連携しており、文化活動のすべては文化協会が主催するという民間主導型をしている。行政側では、ジャンル間の調整や新しい団体を育てることを主としてやっていくことにする。 688
- ・文化施設の管理運営について、①管理は社教サイドが良いが、理事会には文化団体の役員が入る。②管理と運営を別にして、運営面で文化団体の主体性を考慮する。③会館建設促進の段階で十分検討することが必要である。④運営委員の役割が大切であり、人材の確保と新鮮化が必要である。 689
- ・会館建設当時は運営委員会や協議会などを結成するが、実際には活動している例がすくなくない。 690
- ・運営は、中央の芸術文化の紹介観賞とあって、地方文化の創造育成につとめ、社会教育施設としての管理運営に重点をおいている。このため、自主事業運営委員会を設けている。 691

これらの意見をまとめると次のようになる。

1) 文化団体の参加は、運営協議会(委員会)の結成により少しづつ実現されている。

2) しかし、運営協議会が有効に活動している例は、少ない。

これは、運営協議会などの活動をバックアップする体制が整えられていないからではないか。運営協議会については、必要に応じて話し合えば良い、話し合いの機会をもつ、等現状では

単に意見を伺うためのみ存在している程度の状況である。

- ・ 運営協議会については、C県；必要に応じて話し合えば良い
G県；結成していない、N県；各種団体、公共施設等と話し合
いの機会をもつ、K県；年3回開催している。 692

このような、意見聴取機関としての運営協議会では、具体的な会館の業務と深い繋がりを掛つことはできないであろう。せいぜい文化団体の文化会館使用の調整役程度の活動かやっとうごはるのか。文化会館が、地域の文化活動の拠点として有効に活動するためには文化団体の会館運営への参加のあり方を根本的なところから把握直す必要がある。

4) 文化会館の利用条件に関する諸問題

4-1) 利用手続, 優先利用, 利用制限等

文化会館の具体的な利用においても、種々の問題がある。まずは利用に関するものである。

最初に利用申し込み時期についての議論がある。

- 舞台芸術を作る者にとっては、演し物、出演者等は一年前にきめないとできないはずだが。 693
- 文化庁の移動芸術祭は半年前にしか決められない。その会館がしかできないものの場合ありざるを得ない。 694
- 一年前に申請を受け半年前に許可するが、文化的なものを優先し、興業的なものは切っぴやくよう来年度からした。それでも多いときは抽選しようと考えている。 695
- 受付をあまり早期(一年以上前)に行うと会館の自主事業の日程がとれないこともあって、一年から半年前申し込みを受け付けている。 696
- 仮申し込みから申請書が提出されるまでの期間が長い。催しの入場料の有無、その額、又準備、リハーサル、本番使用日によつて料金が異なるので、催しの細部にわたつての計画ができないと申請書の提出ができない。特にアマチュアの行う催しにこの傾向が強いか、申請書の提出できないものを排除した場合、アマチュアの活動を阻害する恐れがある。 697
- 1年前に計画し申し込みまないといいけない。施設を借りることがまず第一であるから文化行政で考えてほしい。 698
- 全ての人に満足は与えられないか、月に幾日か地元の人に便つてもう日をきめておいて、その日に順に貸してゆく。 699
- 申請書を受け付けてほつておかず、一定期間を設けて度々確認する。料金は遅くとも、三ヶ月前までに納めキャンセルの場合返却しない。但し、特別の事情のある場合は例外が認められる。 700
- 使用料は前納式だが、使う前日に納めるときよいし、その時点でキャンセルする人もあるので、半年前に許可するのは、よかよかおんぼろなものであるのだが。 701

これらの意見を総合するとつぎのことがいえる。

- 1) 現在の文化会館の利用申し込みは1年、あるいは半年前に受け付けるのが一般的である。
- 2) しかし、このような一律な申し込みは、利用者にとりて不都合なことが多い。特に、70%の公演とアマチュアの発表会では、その企画の時期や、計画の進行具合が大きく異なる。申し込みの時期を前にのばせば一般に70%の公演に有利になり、逆に、公演日に近づけるとアマチュアの発表会に有利になる。文化会館では、このふたつの活動が混在しているために、その調整が困難になる。
- 3) 文化会館の自主事業や文化庁の移動公演のように、文化会館にとって重要な公演計画は、役所の業務手続上、遅くならないと求まらないう傾向がある。従って一般申し込みとの時期のずれが問題になる。
- 4) 文化会館は、一般的に、利用者の制作内容についてはまったく関与していないために、公演直前まで、どのように会館や設備が利用されるか、まったく見当がつかない。

このように一律にあらかじめ利用を受けつける方式には種々の問題がある。ここで、文化会館が重視する事業は申し込み等を優先せよとする指向が生ずる。

- ・国の大会、東北大会、県の大を優先し、それ以外は同一日に申し込みがあれば抽選でやっている。 702
- ・全国大会等は館長裁量で優先し、さらに自主事業、芸術協会関係の行事をとり、あとは早い者順にしている。また、自主事業という名目で、相当日数の調整日をとり、ため問題がない。 703
- ・利用者からいわせれば、芸術文化活動をしようとするものを優先すればいいという要望があるがどうにもできない。 704
- ・会場申し込みが重なると抽選で決めてはいるが、芸術以外の振興のための事業を優先してもう方法はないか。 705

- ・当県では国の大会、県の大会、学校関係の催し物を優先し、さらに学会、鑑賞団体(労働、労働)の催し物も優先し、残りを一般に貸し出してゐる。重複すれば抽選する。 706
- ・申請者が重なった場合には申請者全体会議を開いて互いに譲歩して、自主的解決方式で指導する。 707
- ・市民会館に利用者が集まり、文化団体が思うように使えない。 708
- ・市内では文化団体の思う日時を予約できない状況にある。 709
- ・商的な催しも、文化団体の催しも同じ扱いで抽選で決めることもある。 710
- ・普通の催しは六ヶ月前から予約できるが、地元文化団体の場合、特別に認める時は一年を期限に予約することもあり、競合は少ない。 711
- ・地元文化団体の発表の場としての使用が少ないと文化会館としての意味が少ない。文化行政の側で地元の文化団体の優先使用に一考を 712
- ・会館の使用の適正化については利用者の期待に答えるべく、①大きな事業については一年前から受付を行つてゐる館②事業内容を吟味して特に芸術文化事業を優先使用させてゐる館③地域振興事業に係る使用料を減免してゐる館④児童生徒学生の使用時期に優先規定を設けてゐる館⑤営利的なものは使用を許可しない規定を設けてゐる館⑥全国的規模のもの、公共的なものを優先してゐる館などがある。 713

基本的に文化会館にみる利用者の優先申し込みには次のような特徴が見られる。

- 1) 文化会館では何らかの形で利用の優先申し込みを行つてゐるようである。しかし、どのような形で何を優先するかについては各館まちまちの状況である。また、一般的には、その優先の度合は、それほど大きくはない。
- 2) 基本的には、文化会館は、申し込みの選別には立ち入らない方針をとつてゐる。たとえば、申し込みが重なった場合には、利用者同志で話し合いをさせたり、早いもの順としたり、そこでの意志決定に文化会館は関与したくないという姿勢が強い。

引この意味では、極めて貸館的な発想である。単に館を貸すのではなく、事業を企画し、制作するという意識は、申し込みに対する対応という点に限ると、極めて乏しい。

このように、ホールの利用申し込みについては、文化会館は、貸館的な発想から抜け出してはいる。しかし、文化会館が、そこで、自主的な創造活動を展開させようとするならば、その活動は、単なる外側の利用者ではなくなることを意味するのではないが、貸館的な発想でない、新しい利用に対する考え方を打ち出す必要があるのではないか。

文化会館は利用者を選択しなければならない程、高い利用のされ方を必ずしもされてはいる筈でもない。

- ・ホールの使用は年間170回ぐらいなので文化事業団体に使用勧誘する立場。 714
- ・夏にも相当使用者はあるが、3月が年度変りと暦年度の蕾いから盲点になっている。 715
- ・建設に急ぐあまり、建設後の利用計画が不十分な遊休施設もある。 716

このように遊休施設をどう利用するかも大きな問題である。

文化会館の利用は原則として誰でも利用できる筈である。ところが実際は多くのトラブルが発生している。文化振興会議では、この点について次のような意見が提出された。

- ・単に「公序良俗を害する恐れ」だけでの使用許可の取消しは困難である。過去にあった問題点を整理し、具体的に対抗できるようにしておくべきである。 717
- ・トラブルとなつてからでは遅い。事前に十分な情報交換とつまり断り方が必要だろう。 718
- ・東京からの申し込みには地元の700ダクツョンを通してもらい責任の所在を明らかにしている。 719

- ・新規申込者には、貸館の際、経歴書を取り内容をよく聞き、確認をして11る。 720
- ・正治団体の集会とか労働組合の大会など、その使用には多くの複雑な問題をはらんで11るが、これも広い意味でのコミュニケーションという観点から、それをさけることはもとより出来る11。 721
- ・条例、規則を守れない不正使用者、又はその恐れのある者については、誓約書、始末書等を提出させる。 722
- ・文化に関係しない営利事業は他施設を利用しても11らう。 723
- ・現地で確かな保証人、又は委任状等21処理する。 724
- ・まとめると、許可後の取消しは難し11るので、受付時に厳密にチェックし、問題のある場合は話し合いにより辞退を促す。その蒸にも、全国の公立文化施設が7ラックリストの作成等、情報交換を密にする11ることが、トラブルを防止する最良の対策11よう11。 725
- ・7オー7・ロックに問題があり、主催が新聞社等の場合以外は断つて11る。 726
- ・ロックでも貸館である以上断われな11るので、事故を起さな11よう万全の措置を指導して11る。 727
- ・ロックを許可しな11理由のきめもなく、条件を付けて許可することとして11る。条件は、整備計画書の提出、観客をせんと11しな11こと等を記載した誓約書の提出を義務つ11けて11る。 728
- ・公立文化施設の大ホール、展示室及び会議室等の施設は、会館自体が使用するの11概ね10%前後であり、他は貸館業務であると考えら11れる。その貸館業務にお11て種々の問題が発生し、会館の管理運営上頭を悩ませて11る。
過去に発生した主な事例をあげると、
入場券を発行したが売れ行が悪い為公演を中止し、入場料を払い戻しをせ11ないもの。(1)
会館使用料は前納したが、付属設備の使用料を納入せず、未収となつたもの。(2)
法的根拠がない「交通損害保険士」「不動産経営管理士」等講座の会場として貸出したため、県弁護士会より使用許可取り消しの申し入れのあつたもの。(3)
暴力団、過激派、マルチ商法等の集会。(4)
ロック公演等で少年少女等が過度に興奮状態に陥り、或は暴走族の多数来場が予想される等、混乱、事故のおそ11のあるもの。(5)

これらの事例は会場として公立文化施設が利用されるという信用度の問題も加わり、貸館した会館側の責任をも追究されかねない問題であり、全国公立文化施設共通の悩みでもある。会館側としては、使用申し込み時に、その内容を詳細に調査することが実務的に困難であり、また問題があると判断した場合でも利用を拒否することは容易ではない。

一方公立文化施設の利用制限は、地方自治法第244条の「正当な理由がない限り施設の利用を拒んではならない」「施設利用について不当な差別的取り扱いをしてはならない」と規定されており、また、公立文化施設の設置及び運営に關する条例等では殆ど例外なく「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのありと認められるとき」等極めて抽象的な表現が用いられている。

さて、この特例貸館の問題は、それぞれ公立文化施設の条例等により処理すべき問題であり、また警察の協力を得るとしても、その見解・対応が様々であり全国一律に根本的に解決する方途は望み得ないと考ええる。従って、独自に自衛的な対応を考へなければならぬ問題であるが、全国公立文化施設が協力してこの問題に対処するための共同戦線を構成することは有意義なことであり会館の管理運営上益するところが大きいと考えられる。

その方法として

1. 特例貸館の事例の情報交換。現在、西千公立文化施設協議会を組織し、その中で特例貸館報告書を作成し各館へ報告しているが、これを全国的な規模に広げたい。
2. 事例1~5の申し込み者は全国の公立文化施設を多く利用し、今後も利用すると考へられるので、そのリストの作成と各館への配布を行う。

729

文化会館における会場利用者とのトラブルについては729の意見に詳しくまとめられている。ここで改めて繰り返すことはしないが、著者は、ここにさらに次の問題点を見る。

- 1) 文化会館が、その対象とする範囲をあまり広くとりすぎているのではないかと疑問。少なくとも、いわゆる舞台芸術と単なる大会・集会とは、その内容や、行われるまでのプロセスがまったく異なる。単に大きい会場が必要だからということではやみやたらと一緒にする必要はあるか。会館の扱う範囲をきつめし絞れば、それにより対応した対トラブル対策が考へられるのではないかと。会館施設が、全国的にこれだけ多く建設されている現在では、もう少し工夫する余地がある。

- 2) ここにも、貸館と、自主事業との矛盾が見られる。会館が全ての事業を自主的、主体的に行うならば、この問題は消滅する。もっとも、貸館の需要はどのような場合にも存在する訳だから、貸館を無くしてしまうということではない。しかし、少なくとも文化会館ごとに、その立場を整理する必要がある。これは1)の問題につながる。
- 3) 貸館としても、種々の事情で、利用を断わらねばならないときもある。たとえば、館を貸すことが、間接的に社会的な犯罪行為を助長するような場合、また、あらかじの人身事故が発生する危険が認められる場合などである。こうした場合には、利用をはっきりと断わることも必要である。しかし、その断わった理由は、市民に明確に提示すべきである。理由を公にすること、つまり公に断わりることが必要であり、それに対する反論、批判には公に回答をすべきであろう。これは公共施設としての責務であるとともに、会館運用の度量の問われる問題でもある。

4) -b) 定期活動, 倉庫利用, 舞台練習等

・吹奏楽や合唱団の育成にしているが、音の出るものの練習会場を地域の公民館に頼ると必ず苦情が出て利用しにくい。そこで大型の育成団体にあっては市民会館の400人規模のホールを減免及び借置をとり利用させている。正式のホールでないのが制限を加えながらも毎週定期的に利用させている。 730

・文化団体, 社会教育団体には無料(入場料を徴さない場合に限る)で使用させている。最近ではグループの定期的利用が増注。(油絵, 能面作り, 民謡, 吟詠等) 731

・文化団体から次のような要望が出されている。活動を活発にするには練習場がないので、会館を練習にも貸してほしい。その場合には無料にしてほしい。排道具の持ち運びにも時間がかかるので、常時道具をおかせてほしい等である。 732

・当会館では練習会場としては会館の空いている日は会館事業としてとんどん使っていていき、大きな道具は置かせるという考えでいる。 733

・舞台練習については空いているときは7割5分引きで貸している。 734

・県内5ヶ所の文化施設の中で新しいところは練習場があり、市民レベルでの活動に利用しているが、週1~2回の練習を12回いる県民オハラ等はどの都度捜している。今日は大学、次に青年の家であったりで、また大型の荷物の運搬が大変で、本来の練習よりこちらの方へ労力を費している。 735

舞台芸術の創造には、定期的な練習、あるいは、仕上げの舞台で使用した練習が欠かせない。ところが、従来の貸館スタイルの文化会館の場合、ホールは、発表あるいは公演の場であり、こうした創作過程での利用はまったく考えられていなかった。ところが、会館が文化団体の育成の場として、その創造の機能を充実にせよとするにつれて、こうした創作過程の利用にも対応しなくてはならなくなる。練習室の設置などがその傾向を象徴している。しかし、舞台芸術の創造プロセスを真正に理解してはいるのだろうか。舞台、オーケストラのように大規模、大音響のもの、演劇のように、舞台装置を用いた視覚を興る鑑賞の必要なもの等への対応の視点が定まらなければならない。

舞台芸術の創造には何をおいても、身体化できる空間が重要である。舞台設備を使いこなせる空間、音響条件を知りつくした空間、弾性などを知りつくして安心して踊れる空間等である。これらは、練習場にせよ舞台にせよ定期的、かつ、できるだけ自由に用約なく使えることが条件となる。文化会館が貸館的発想、つまり、そこに定着することを許さない発想の下にあるかぎり、こうした真に創造的な身体化への道は遠いといわざるを得ない。

4-1) 利用時間

- 施設の利用時間が利用者の現状に合わないことが多い。 736
- N市公会堂でも以前は時間外の使用が多が、それが最近少なくなってきたようである。開演時刻はそれほど繰り上げられる場合もある。 737
- 職員不在中の事故などの心配で9時の開館時刻以前の利用を断っている。 738
- 朝から開演の準備には午前8時ごろからの入場を認めるが責任は負わない。また夜は小道具などを館外にとりあえず出してもらい、その後、積み出してもらっている。 739
- 午前9時以前、午後10時以降は料金を取って使用させている。 740
- 勤労青少年は平日の昼間は時間がとりにくいので夜間公演を行ってほしい。 741
- 休館日については市民へのサービスを考えると無休制度がよいが、文化会館の保安、整備の必要性、職員の一斉休日の要望などにより休館日を設ける必要がある。 742
- 土、日、祝祭日を貸館日とすると、職員の勤務条件との関係で問題が残る。 743

文化会館の利用時間に対する不満は、大きくつぎの3つに分けられる。

- 1) 早朝の利用制限に対する不満：これは主として早朝の仕込み作業にかかわるものである。地方巡回をする劇団、舞団の場合、前日別の土地で公演を行い、当日、1日で、仕込み、公演をしなければならぬことが多い。この場合、舞台が複雑に造り上げられている場合、公演準備には相当の時間を要する。このため、できるだけ朝早くから仕事を希望する。ところが、会館の開館時間が9時以後の館が多が、職員の勤務体制もそのような仕組みになっているので、こうした要求に対応できない。
- 2) 会館の開館時間が早くかつ融通のなさにに対する不満：公演には

後片づけが付きものである。ところが現実の会館時間は、片づけの時間を十分に考慮して設定されていず、どちらかという
と、会館の都合で決められている。

③日曜・祝祭日等、利用者、あるいは観客が最も望んでいる時間
に休館となるケースがある。

この三つの問題は、文化会館の職員の勤務体制が文化会館ごとの本来
の活動に合わせるのではなく、一般の公務員の勤務体制に合わせて
決定されていることによる。これは次のような理由による。

1) 文化会館の職員は、初めから文化会館の活動を知って入ったの
ではなく、自治体の職場のひとつとして他の部署から移動して
くることが多い。従って、文化会館の就業時間になじめない。

2) 文化会館の職員は交替用員もままにならぬほど、切りつめられ
ている。従って時間交替制などの工夫をすることが困難な状態
にある。

3) 文化会館の職員が文化事業の意味を理解せず、管理を主体とし
て考える傾向がある。

文化会館の管理は、文化会館の目的に基準を置かれているというよ
りはむしろ、役所の仕事に合わせてつくられている。たとえば、739
の意見を見るように、とにかく、館外へ出てもらえば、その作業が
続行しようか、しまいか、自分たちには無関係であるという態度が
非常に強い。つまり、ここにも貸館的発想の弊害が現われている。
単に館を貸すだけであり、その活動は、自分たちとは無関係という
考え方である。これでは、真の創造活動は、文化会館では行いきな
い。会館での諸活動を自分たちの内儀に取り込む姿勢が必要である。
日曜・祝祭日についても、観客や利用者サービスをまず第一に取り
あげることが必要である。

4) 使用料金、入場料金、物品の販売

使用料金については下記のような議論が見られる。

- ・直接管理費を回収する建前から実態調査に基づき利用率を考慮して使用料を算出した。しかし現在では人件費等の上昇により財政は苦しい。 744
- ・使用料の減免措置については法的規定が乏しい。そのため登録制度を設けることを検討している。 745
- ・市、文化団体、老人等の使用料を減免している。アマ40ア団体には団体育成の観点から減免し、学校長申請のものは30%を割引いている。 746
- ・吹奏楽団、交響楽団の練習については1~2回の使用料を免している。 747
- ・貸館事業の場合、照明使用料をとる例が多い。 748
- ・市の主催に後わる音楽祭、こども芸術大会に対してホール使用料の30%を減免し、発表の場、交流の場を提供している。 749
- ・教育委員会がやる場合30%減とする。文化団体は33団体あるが秋の文化事業は全部無料である。市の主催は無料、市共催は5割引である。 750
- ・小、中、高校の公演は無料。 751
- ・市が後援すれば、会場費が1/3又は半額になる。市の文化団体が発表する場合には条例で減免措置が講げられている。 752
- ・市が共催のとき、30%減、芸術団体主催のとき60%減、自主事業のとき無料である。 753
- ・芸術参加団体のときは20%減である。 754
- ・割引はしてない。 755
- ・文化事業だけ優先することはないと答弁している。 756
- ・文化会館の使用料がたんたん高くなっていく。芸術団体の発表は営業ではないのだから、芸術団体には恩恵があるように、はじめに話し合ってきたから、建設するよう提案したい。 757

- ・地元文化団体のみ 入場料500円までを無料としている。 758
- ・文化団体が営利を目的としなければ無料でしている。 759
- ・文・国協を構成する 芸能ホール協議会に年間30回の事業について無料としている。 760
- ・青年センターが無料で隣接する市民会館が有料とはの議論の結果は体育と文化は同じという点で無料となった。 761
- ・各種の減免措置が講じられているが文化団体の育成という立場で考える必要がある。 762
- ・使用料高く融通きかない。 763
- ・使用料の減免措置はあくまで利用者に対してのサービスと考えて、ケースバイケースで対応している。 764
- ・使用料の減免規定を設けて、主催者別に市は全免、国、県は5割等の減免をしている。 765
- ・中等の補助を受けている団体に対しては使用料の減免の必要はないが、どこからも補助を受け得ない力の弱いアマチュアの文化活動団体に対してこそ使用料の減免をすべきではないか。 766
- ・文化団体に対する使用料の減免は文化団体の区別がはっきりしていないのがあって不平等を生ずる恐れがある。使用料の減免は全くしないで、教育委員会等からの補助金を見返りとしている。 767
- ・文化団体には予算が少なく有料の施設が借りられないものがある。団体育成の方針と条例による文化会館の使用料徴収とは矛盾する。 768
- ・芸術文化団体の公演発表の文化会館等のホールや照明器械を使用する場合はその使用料を減免すべきである。 769
- ・設備器具使用料については施行規則で規定している。 770
- ・使用料に関する事項は条例できめるように自治法の規定があるのでそのように運用しなけばならないだろう。現在のように物価変動がはげしく、さらに設備器具もとんとん変ってゆく情勢の中ですべて条例事項とする合理的根拠があるのか疑問もあるが、いずれにしても自治省の有権解釈によるしかないと思う。 771

- ・地方自治法第228条により、使用料に関する事項は条例で定めることと規定され、当然その措置はとっているが、このうち設備器具使用料については、毎年器材、器具の新規購入にともない、わずかな使用料であっても議会の議決を得て条例改正している現状で事務的にも繁雑であり、議会においても簡素化については方策はないかと要望もあるので規則で処理できる方法について検討願いたい。

772

これらの意見をまとめると次のようなことが言える。

- 1) 使用料には ①会館使用料と ②設備器具使用料とがある。
- 2) 使用料の減免措置を多くの館が考慮している。その方式は、つぎのようなものがある。
 - ①公演事業(フロア中心とした事業)に関する場合：文化会館は営利事業に対しては基本的に、使用料を徴収する方向で考えている。ただし、国、都道府県、市町村の主催、あるいは共催する事業等は使用料の減免を考慮している場合が多い。
 - ②発表会・集会など非営利な事業に関する場合：文化団体を育成するという意味で地域の文化団体の利用には、ある範囲の入場料を越えない場合に限って使用料を減免する傾向にある。しかし文化団体の範囲が曖昧なため、一切の減免措置をとらないところ、あるいは、それに代えて団体補助金を交付するところがある。
- 3) 文化施設は体育施設と同じように、無料とすべきであるという意見もある。
- 4) 現在の文化会館の使用料は高いという意識が利用者にある。
- 5) 細かく規定された設備使用料は、混乱を発生させている。

文化会館が、単純な貸館ではなく、自主事業や文化団体の育成事業を行うようになったため、その使用料も一律に課することかできなくなっている。『地方自治法』では、「^{*1)}公の施設の利用については使用料を徴収するものである。」とされているが、文化会館の利用者は観客のみならず、ホール等の施設を借りた者なのかが非常にわかりにくい。

*1)
『地方自治法』第225条
第226条

観客と借入者が同質の場合もあれば異質の場合もある。まして、自主事業や文化会館の育成事業などは、いったい、誰が利用者として位置づけられるか判断が困難である。こうした不明解さが、使用料の減免措置を講ずる際に混乱をもたらししている。

*2) 3章 参照

また3章の「劇団アンケート」^{*2)}にも詳しく考察するが、たとえば、公演事業の場合、自治体の主催にせよ、あるいは劇団独自の公演にせよ、内容的には、質の変化を判断することが難しい上、劇団には、苦しい活動を通じて地域の文化振興に寄与しているという自負があるので、なぜ、自治体の主催公演と、そうでない公演を差別するのがという批判も生ずる。特に、これが、民間の鑑賞団体によって行われる場合、住民の要求に答えるために行っているのになぜ減免できないかという主張に的確に対応することができない。

利用者の概念の混乱も含めて、文化会館の使用料については、根本的に再考する必要があると思われる。

これと類似した問題に入場料、ホールにおける物品の販売の問題がある。

- ・入場料はできるだけ安い方が良いが、高い入場料でも採算の合うものは高くとり他の企画に振りかけるようにしている。 773
- ・30~40年費やした作品を市民に見せるのに無料はあかしり、入場料を出して見る習慣を市民に身につけさせるべきだ。 774
- ・入場料については催し物によつては有料にすべきだ。もうとろとろ無料鑑賞は廃止すべきではないか。 775
- ・原則的には有料にしてよいか、一例として高校生、小中学生、又、地域の文化振興を広げてゆくとこの事も考慮すべきである。 776
- ・ロビーで物を売ってはいけないとの制約もあってチャリティー募金もできない。 777
- ・当館ではプログラム以外の販売行為を禁止している。 778
- ・演奏会でのレコード、テープ、学会での図書等、一般的に関係のある物品の販売は許可している。 779

- ・全国大会等で県内名産物を売らせている。 780
- ・ホールにおける物品の販売は許可しないうちである。 781
- ・様々な側面から公演を楽しみ、理解を深めることも必要であり、
館の運営に支障がなければ、ある程度認めても良いのではない
か。 782
- ・基本的には公演に係わるものは許可し、その範囲は各館とれ
ぞれ判断によるべきである。 783
- ・ロビーで物を売る禁止は、公立の施設で営利行為は困る。舞台
芸術と無関係なもの。 784

入場料には、自治体の関係したものであっても、有料とする意見が多くなってきた。これは、受益者負担の原則に立ったものである。しかし、文化行政の貧困士が入場料にしかよせるとすれば、問題があろう。たとえば、高い入場料がとれるからと、こゝ、無反省に、高い入場料をとっていたのでは、民間の興行師と何ら変わることはない。たとえば「欧米の諸国では、公共劇場の料金は、きわめて高い席から、非常に安い席まで大きな巾をもちた体系になっている。こうした、配慮も必要と思われる。ただし、文化会館は、貸ホールとして、利用者の収支に介入できない弱点ももっている。また、今日では、しろうとでも、立派な舞台をつくらうとすると、かなりの資金を必要とする。会場使用料を減免する場合、一律に、入場料金の制限をすることの是非も再考すべきかもしれない。

物品の販売については、公共施設における、営利行為に対する危険があるのだろうか。あまり、拘り定規な規制は本来的に文化活動にそぐわないものである。

5) 文化会館の施設の維持、管理、防災

57-a) 設備の保守

文化会館が多く建設された今日、その設備の保守が大きな問題となっている。

- ・会館の保守は民間業者に委託して行っている。 785
- ・舞台関係、エレベーターは月1回の点検、他の設備は年1~2回の点検を行っている。 786
- ・簡単な機器の修理は職員が行うようにした。 787
- ・近年、文化のあらゆる面において革新的進歩をもち、特に舞台効果の面においても技術的開発が著しいものがある。 788
- ・設備の更新等については、自らが経験から割り出した耐用年数を調査し、それを総合的にまとめるのがよいと思う。 789
- ・現存する文化施設の過半数は、会館ブームといわれた昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけて建設されたもので、以来の酷使で開館当初の華やかさは失われて、全身創傷の状態である。全国の協議会でも、数年前から施設設備の改修、更新の問題をとりあげて検討しているが、結論が出ていない。この問題点は何故かという財源があれば良いことなのだが、そのためには施設設備の改修、更新基準というものが必要となる。一般的には大蔵省令(昭和40年第15号)の耐用年数が引用されているが、これを適用している文化施設は皆無と思われる。施設設備は、まだ使えるか、おぼろげか、おぼろげか、おぼろげかと損耗や機能の低下を意識しながら文化施設の運用管理に苦悩している状態である。これでは芸術文化振興の拠点としての任務を全うすることが、不可能となるため、この問題について早急に国(文化庁)が文化施設の改修、更新基準というものを作成し、これにより、各地の行政担当者に強く行政指導をしていただきたい。また、文化施設の職員及び関係者は、改修、更新に必要なデータを作成するとともに類似施設の状況を収集し、関係上層機関に強く働きかけて、住民が文化の殿堂と誇れる完全な姿に整備していかねばならない。 790
- ・施設の改善については、市長、知事の理解が必要である。また、改修費については、起債など、国の配慮もほしい。 791
- ・老朽化した施設の改良事業に対する国の助成を配慮されたい。 792

- ・施設整備に対する国庫補助は予算上きわめてきびしい状況にある。今後2〜3年で新設予定の館が非常に増える反面、予算の伸び率がせまめられ、さらに新規要請は認めないとしており新設補助を優先させざるを得ない状況にある。 793

- ・施設の設備、備品、器材の購入についての免税措置を望む。 794

第790の意見に代表されるように既存の文化会館の多くは、その老朽化した設備の更新が、財政的に困難で悩んでいる。これは、この意見の中に見られるように「建てはなし」の文化行政に原因している。文化会館を建設することはかりに、目かゆき、その後の維持管理に対して、まったく方針を欠いた現在の文化行政のしわ寄せがここに現われていると表えて良いであろう。

舞台の諸設備は基本的に可動する機構である。このことは、それらが磨耗することを意味する。さらに舞台では、一般に通常の労働条件としては禁じられていることが行われている。たとえばクレーンの下でヘルメットをかぶらない労働や、手すりのないエレベーターは禁止されているのに、舞台では、つり物の直下や、道りの上で演技が行われている。従って、その安全性については、他の場所よりも何倍もの神経が使われるべきものである。その設備が資金不足によって、補修が行われていないとすると、これは、まさに安全上の大問題である。

また、第3章の「劇団アンケート」にも見るように、劇団の不審として、舞台の床を自由に使用してくれなさいというものがある。これも、本来、消耗品である舞台の床を張り替える余裕がないためのきびしい管理となつていゝ側面もある。せ、かくの施設をつつておいてその機能を発揮できぬ維持・管理のあり方は大きな問題である。今後、この点を充分検討すべきであろう。

5)-b) 施設の美しさの維持

- ・文化というものは会館の美しさと結びつくといわれながら、館長の愛情、サービス精神等、経費も大切だが施設に対する愛情意識が大切だと思う。 795
- ・月2回、館長を含め全職員で清掃。小さい修繕は自分達で行っている。館長の指導のあり方、職員の意識の問題と思う。 796
- ・会館をきれいにするのは、会館のセンスによるが、使用者のセンスにもよる。そういうことが両者の意識の疎通をはかる。 797

文化会館を管理するものにとって、それを常に美しく保ちたいとおるのは当然の心理である。ところが、管理者から見ると、文化会館は、どうも美しく使われていない。使用者が、館の維持に理解を示さないという。ここでは、道徳的な議論には立ち入らないが、著者は、ここに次の問題点を見る。

- 1) 文化会館が利用者にとって身体化されていくこと；文化会館には、貸館的性格が大きく存在していることは、既に何度も述べた。ここでは、文化会館の利用者は、文化会館職員の意識の外側にいる。利用者にとっても文化会館は他者である。このような関係のもとでは、管理体制を強める方向を自ずから指向してしまう。
- 2) 文化会館の美しさは、建物の美しさではなく、中身の美しさから始まる；文化会館は、何よりも、その催し物が魅力的で美しくなければならぬ。面白くない事業ばかりでは建物の美しさもわかないのではない。

5) - c) 施設の防災

最後に施設の防災の面をふかめることはできない。

- ・減光型誘導灯が採用されたが、結果的には従来より明るさが増し、舞台効果に大きな影響を及ぼすようだ。 798
- ・防火、避難訓練は観客のいるときに行っていた。 799
- ・観客の事故に対する保険は必要である。保険金は6万円程度である。 800
- ・安全対策教育と責任分担業務を明確に指導する。 801
- ・年1回「防災訓練の日」ときめて、自衛消防組織向けの訓練を実施している。 802
- ・自衛消防組織により訓練は年2〜3回行っている。 803

文化会館は不特定多数の観客を扱うので防災には十分な配慮を行う必要がある。さらに、設備の保守、でも述べたように、舞台は、特に危険な空間である。かつ、また演出の芸術上の表現と、防災の対策は、相互に矛盾する要素も大きい。消防法と、演出の自由という大きな問題が実は、ここにあるが、これは、本論文の範囲を越えるので示唆するにとどめておく。

6) まとめ

文化振興会議にみる文化会館の現状とその問題点についてまとめると次のようになる。

- 1) 文化会館は、従来の集会中心の公会堂的なものから、地域の文化活動の拠点として位置づけられる性格のものへと変化してきている。
- 2) しかし、文化振興の拠点といっても、その具体的な性格は、明確化されてはいない。一般的には、つぎのふたつの方向が考えられている。
 - 3) ひとつは、地域の文化団体の活動の拠点とする考え方である。これには、ふたつの性格の異なる活動が含まれる。① 日常の練習活動と② 成果の発表である。従来の文化会館は、②の発表活動の場として位置づけられ、ホール機能を専らに考えられていた。しかし、近年、文化団体の創造活動に焦点が当てられるにつれて、練習プロセスにも目が向けられるようになり、文化会館にも練習室機能が充実されるようになってきている。
 - 4) もうひとつは、地域住民に質の高い芸術活動を見てもらおうとする鑑賞の場としての位置づけである。地方には、プロの芸術活動が極めて少ないということが影響し、この鑑賞活動は、専ら中央の劇団や楽団にたよっている。従って、これらの創造活動は、文化会館の活動の範疇から外され、その外側に位置づけられる傾向がある。文化会館は、その出来上がった作品を受け入れる立場に立つ。
- 5) これらのふたつの方向は、行政の立場から、はっきりと区別されていく訳ではない。実際には、地域の文化団体の発表活動が鑑賞活動に耐えうるものにまで高められることを期待している。その意味では、このふたつの化驗は繋がっていると見える。しかし、現実には、その差は歴然としており事実上区別されていく筈(1)。

6) 文化会館は、その発生時期は純然たる貸館として考えられていた。ところが、現在は、そこで主体的な活動が行われようとしている。もちろん貸館業務も続いている。こうなると、文化会館の利用者とは何か、曖昧になってくる。文化会館が自主事業として、ある劇団が楽団を呼んで公演を行って、市民の鑑賞に供したとき、その利用者は観客であり、劇団あるいは楽団は、制作者として文化団体の内側の機能となる。別の劇団が館を借りて公演すれば、その場合は、劇団が利用者である。これは地域の文化団体の活動についてもいえる。文化会館がその活動の拠点として、結びつきを強くすればするほど、もはや文化団体は、施設の単純な意味での利用者ではなくなる。文化会館の貸館的性格と非貸館的性格が、その立場を非常に曖昧にしはじめている。

7) これに関連して、文化会館の「意志」の表明についても問題が生じている。単純な貸館であれば、文化会館は、地方自治法に定められておらず、特別な理由がない限り、何人の利用も拒んではいけないとされている。ところが、何らかの自主事業を行うとすれば、そこに最低、事業の選択という会館の意志が入る。この矛盾をどう解決するか、文化会館の大きな悩みである。自主事業がより中心になるにつれて、この矛盾は、より大きくなる。

8) このように、文化会館の概念はどんどん解体しつつあり、ひとつの固定した概念では、把えにくくなってきている。これが、文化施設の計画を非常に把握しにくくしている。

9) たとえば、多目的ホールか、専用ホールかといった議論や、客席数に関する議論などは、文化会館の概念の解体という現象によって、益々、解き難くなっている。

10) さらに、文化会館の文化活動、特に鑑賞活動が中央の劇団楽団の巡回公演に大きく依存していることから、文化

会館はそのネットワークに強く絡められてくる。この点では、文化会館は単独では存在しにくく、他の文化会館や、劇団、楽団との協力関係に依存している。これによって、文化会館の舞台設備の標準化などの要求が生じてくる。

11) 文化会館の職員については、その質量ともに不足が問題になっている。特に、その文化活動の原則を省りみない管理中心の体制には強い批判がある。これは、文化会館の業務の体質が依然として、貸館的体質であること、そもそも文化活動の内容を理解できない、しろうと的な職員によって運用されていることなどによると思われる。この問題に関連して、文化会館の行政機構上の位置づけの問題、あるいは、財団法人化の是非の問題がある。

12) 文化会館の運営資金にも大きな問題がある。建設したは良いが、その維持管理に十分な資金が用意されていない。このことは、文化会館がより、管理を強める方向に走る傾向をもたらし、あるいは、施設の安全性に不安を残す結果となる。

13) 文化会館の設計に対しては、主として文化庁が指導を行っている。練習室の充実など、施設の向上に貢献している面も多い。しかし、先に述べたように、文化会館の概念が大きく解体しつつある今日、常に一律な指導を行うことは、出来にくくなってきている。新しい方向性が出やすいような補助金の交付の方法などを考えてゆく必要がある。

14) 最後に、文化会館で最も問題なのは、それが、施設面、管理面で利用者にとって身体化されにくい状況にあるという点である。たとえば、利用時間の制限等である。今後この点を改善してゆく必要がある。

6 第 まとめ

本章では、文化庁の主催する文化振興会議における議論を通じて、今日の文化行政と、その下にある文化会館の状況及び問題点の概要を把握することを目的とした。最も大きな問題のみ抽出してまとめると次のようになる。

- 1) 文化会館は、国や自治体が次第に文化行政に目を向け始めたこと、あるいは、自主事業の実施などを通じて従来の貸館的存在から、舞台芸術を中心とした文化創造活動の拠点としての機能を強めてある。このことは、文化会館は、そこで行われる活動に対して従来のような単なる管理者としてではなく、より積極的な踏み込みを必要とされていることを意味する。そこで活動は自らの内側のものであるとして扱えば、事業の企画・運営は成立しないからである。しかしながら、また大半の文化会館では貸館的な発想から脱却していない。まずオ1に文化会館では、発表・公演という最終段階ばかり目が行き、それ以前の長い制作プロセスへの配慮が弱い。近年、少しづつではあるが練習室などが整備されるようにはなっているか、芸術文化、特に舞台芸術はどのような創り方をされるのか、それは、演目の種類によって異なるのかと、た原点にまで立ちもどった理解によて、それが裏づけされているとは言い難い。練習室やホールの定期利用や集中利用にからむ、常運の成立と、公共施設における使用機会公平の原理との調整もつけられていない。この問題はまた文化会館における利用者の概念の曖昧さと結んでいる。『地方自治法』は「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」、また「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない」と規定されている。ところが、文化会館が貸館であれば、利用者として位置づけられる劇団や楽団も、自主事業の一環として考へると、単純な利用者ではなく、むしろ、観客という利用者にサービスする文化会館

*1) 『地方自治法』
244条 2項
*2) 『地方自治法』
244条 3項

の内部機能の一部として扱われることになる。この傾向は自主事業が充実するにつれて強くなる。しかし他方で、貸館としての文化会館の要求も無くなることは考えられる。それは、文化会館を成立させている別の意味での根本原理である。とすれば、このふたつの相反する傾向に今後文化行政は、どう対応すればよいであろうか。貸館としての文化会館、非貸館としての文化会館、それぞれへの指向の差は、今後益々開いてくると考えられる。

2) 国及び地方自治体は、文化活動における創造性の問題に目を向けはじめている。文化庁の「参加する文化活動等補助金」の交付、自治体による文化会館の「創造型の文化活動の拠点」としての位置づけ、などにその傾向を見ることができる。しかし、これは基本的には、地域のアマチュア活動の振興を念頭に置いてしている。70%の芸術文化活動(特に舞台芸術活動)の振興は現在のところほとんど文化庁にゆだねられている。これは、70%の活動は、その大半が東京周辺、京阪神周辺に集中し、他の地域では定着した本格的な劇団、楽団等の活動は見られない、我が国の芸術文化活動の特徴を反映している。地方で、舞台芸術の鑑賞という、それは中央の70%の巡回公演にたよっており、地方の文化行政の意識には、外側のものと受けとめられている。従って、それら外側の70%の活動の育成・振興は、自治体自身の役割としては感じとられている。

しかし、真に、地方において、70%の活動は外側に位置づけアマチュア活動の振興のみを中心に文化行政を推進してもよいものであろうか。芸術文化活動には、ふたつの指向がある。ひとつは、その活動の成果としての完成度を追求するものである。もうひとつは、活動のプロセスに価値を置くものである。前者はたとえば「踊りならその型の完成度や質の高さをめざしてゆくもの」、後者は、ある活動を通じて、参加者相互の親睦をはかり、あるいは、地域の日常生活の潤滑材としたり、個人の趣味生活を

豊潤なものにしようとするものである。基本的にプロの活

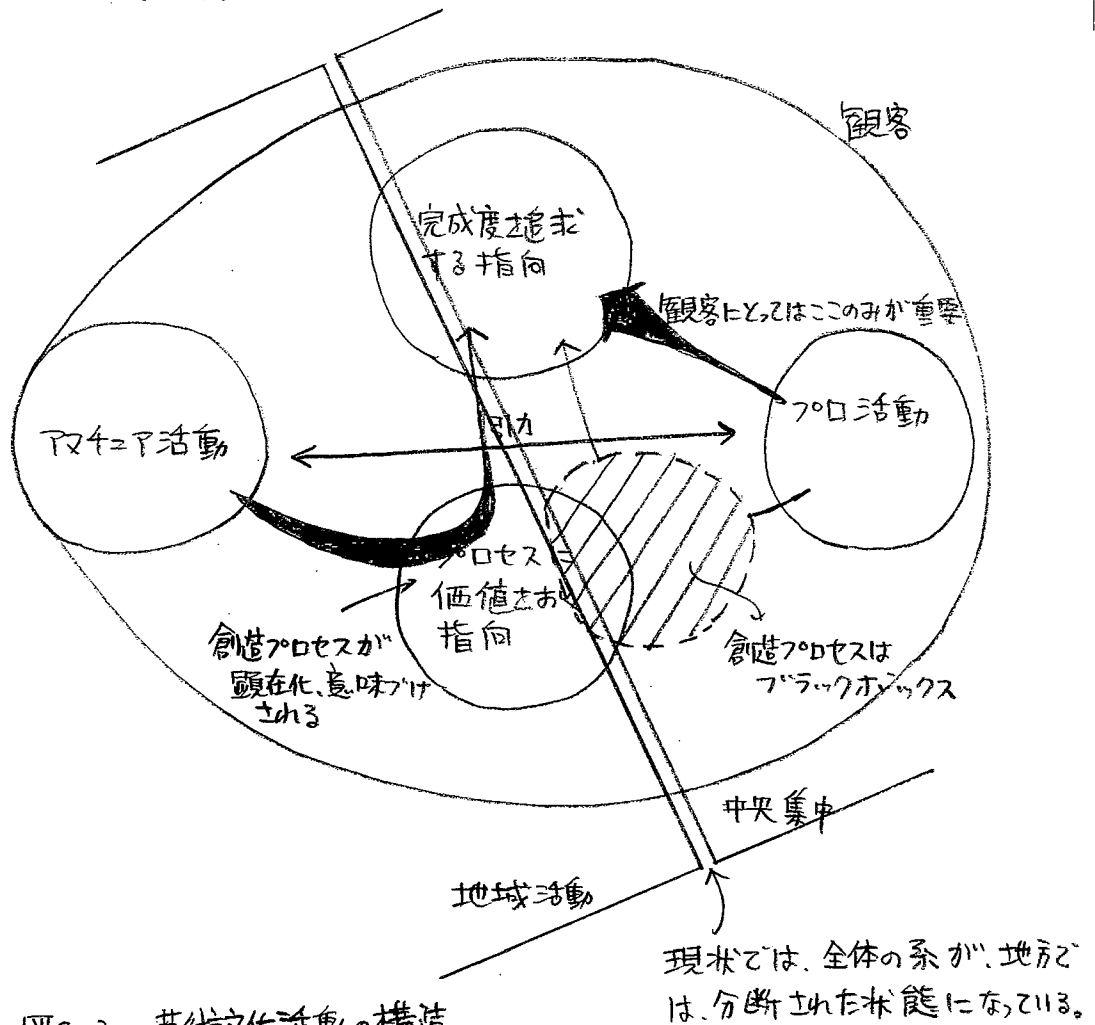


図2-2 芸術文化活動の構造

動は直接、完成度追求する指向に結びつき、その創造プロセスは、観客という享受側の人々には、ブラックボックス化されるのに対して、アマチュア活動は、そのはげみとして完成度追求の指向はもつが、より価値があるのは、その活動のプロセスであり、それは、顕在化され、意味づけされる。このとき、アマチュア活動とプロの活動は、後者が前者の規範としての意味をもち、この意味において、両者は、互いに引きよせ合う。つまり、すぐれたプロの活動が無ければすぐれたアマチュア活動は育たないのがある。しかし、現実には、このプロとアマチュアの関係は、地方においては極めてアンバランスな状態にある。プロの創造活動が中央において行われ、地方では、その成果のほんの一部にしか触れることができない。現在、アマチュアの規範として、プロの活動の代行を行っているのは、レコード、テレビ、あるいは、金国社

の家元制度などである。しかし、これは、その領域ではひとつの世界を創り上げていくものの、舞台での公演を、至上の価値とする舞台芸術にとっては、それは、あくまでも代用品の役割しか果たさない。真に地域の文化活動の振興をはかるならば、プロとアマチュア活動のバランスを、いかに保てるかを考へる必要があるのではないか。両者の共同体が成立しなければ、そもそも愛好者の支持に成り立っていないプロの活動は存在しえないし、またそれがなければ、愛好者は育たない。

地方の文化行政が、プロの活動に興味を示さない最大の理由は次のようなものである。

- ① プロの活動拠点が、現在、地方行政の枠外にあること
- ② プロの活動は、営利であり、公共団体が民間の営利活動に介入すべきではないという意識があること。
- ③ 自治体の文化行政の担当者から、いわば、この道のアマチュアで、文化活動の本質を認識できないこと。

②の問題については、公共の共通の財産として、芸術文化活動を保護してゆくのが、世界的な傾向となっており、我が国もそれに無関心では済まされなくなっている。民間の営利活動への公共の介入を最も嫌うアメリカ合衆国ですら、芸術文化活動への公共補助にのり出している。

③については、文化担当職員がアマチュアであるため、プロの創造活動への意識が及ばず、それ故に無視されてしまうのが問題の構造である。一般市民としてはそこに関心を払う必要はない。単に完成されたものを評価する力があれば良いのだが、文化行政という一種の裏方としては、無理解による無視は、行政の混乱につながる。

①については、これに繰り返したためので省略する。

地方におけるプロ活動の欠如は、文化団体の育成にとっても、指導者の欠如等の問題としてはね返っている。アマチュア団体ばかりでなく、プロの活動にまで、ゆき届いた、文化行政が、

地方に望まれているのではないが。どうしたら、プロとアマチュア活動のバランスをとることができるか、それか、今後の地方の文化行政の大きな課題である。

3) 文化会館は、それ、単独で事業を企画、推進できるようには出来ていない。官民様々な機関の助力を必要とする。たとえば、地域の文化祭、芸術祭などを開催するには、種々の文化団体や自治体の協力を必要とするし、また、巡回公演を企画するには、劇団や楽団、他の文化会館等の協力が必要となる。この意味で文化会館は、外の組織に常に開かれていることが必要である。また、これは、以後の章で詳しく論じるが、我国の、芸術、特に舞台芸術のように集団の創造力を必要とするものは、単独の組織で全ての活動が完結するような閉じた(クローズド)な組織を保持しているものはほとんどない。何らかの他の組織との協力関係を必要としている。筆者は、これを舞台芸術のオープンシステムと呼ぶが、文化会館も、そのオープンシステムの中の一員として位置づけられている。

ところが、文化会館では、これまで、貸館として機能してきた経緯もあり、これらの協力関係にあるべき組織を自らとは関係のない外側の組織として捉える傾向にある。全体のオープンシステムの中の一要素であり、文化事業は、それらが相互に協力して完成できるものであるという認識が希薄である。特に、民間の団体、たとえば、劇団や楽団、あるいは、種々の鑑賞組織への思い遣りが欠如している。これでは、質の高い活動を保つことはできないと思われる。今後、このような協力関係をいかに推進するかが、文化会館の大きな課題となるであろう。

4) 文化会館に対する要求は、極めて多様化し、ある、ひとつの標準的なパターンとしては、もはや 捉えられなくなってきている。たとえば、非貸館的の指向と、貸館的の指向は、今後増々広がることか予想されるし、各種のジャンルによる要求の違いも益々大きくなる。プロのおめるものと、アマチュアのおめるもの

との相違も、大きく変わってくる。このような状況では、もはや、ひとつの型として文化会館を捉えていっては対応できない。その地域の状況を十分に把握した上での、ある目標に絞って行った計画が必要とされている。これに関連して、たとえば、文化庁の補助金や、その場合の計画指導の方向も、できるだけ自由な発想が許せるものへと変えていくことが必要になると思われる。

5) 上記のことを統合すると、今後の文化行政は、管理・指導的な性格のものから、他の機関との連携を保った、補完的、共存的な文化行政への転換をはかるといえる。文化行政や文化会館は、その一部を担うものであるという考え方があり、しかし、このためには、全体のシステムとそれを構成する要素は、それぞれ明確に位置づけられていなければならない。そして、この作業は、やはり、文化行政の大きな課題のひとつとなるであろう。この場合、長期的視野に立った計画的な文化行政、つねにダイナミックに軌道修正のできる体制が要求されると考える。